2009年度 修 士 論 文

思いが埋め込まれた緑地 〜東京都稲城市<南山>を事例に〜 Green Space Embedded with People's Deep Feeling

> 田中 美季 Tanaka, Miki

東京大学大学院新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻

目次	1
1 確保すべき「緑地」	3
1-1 機能を果たす要素としての「緑地」	
1-2 定量的に捉えられる「緑地」の機能	
1-3 「緑地」の"意味"を捉えなおす ―「ひとと自然のかかわり」という関係性への注目―_	
2 調査事例の概要、及び調査方法	8
2-1 調査対象地域:東京都稲城市南山	
2-1-1 地勢	
2-1-2 植物相	
2-1-3 動物相	11
2-1-4 歴史	
2-2 調査対象事業:「南山東部土地区画整理事業」	
2-3 調査対象者、及び調査手法	13
2-3-1 調査対象者	
2-3-2 調査手法	
2-4 稲城市、南山、南山事業の制度上の位置づけ	<u> 15</u>
2-4-1 東京都の制度	15
2-4-2 稲城市の制度	
2-5 都市計画のもとでの現在の稲城市	20
2-5-1 複数の土地区画整理事業	
2-5-2 複数の地区計画	
2-5-3 稲城市による南山事業への関与	
2-6 南山事業をめぐる現状の問題	24
3 南山とひととのかかわり	26
3-1 稲城市の市街化のなかでの地権者と南山の開発	26
3-1-1 戦前まで	26
3-1-2 戦後の農地解放と近代化	
3-1-3 高度経済成長期以降	
3-2 南山の開発動向と「守る会」の活動	
4 多様なひとに付与された南山の意味	38
4-1 地権者によって付与された意味	
4-1-1 記憶に残る町を生み出す場所としての意味	
4-1-2 町の記憶と共に残る梨業	
4-2 「守る会」によって付与された意味	
4-2-1 思い出深い南山	45

4-2-2	強められた思い	48
4-2-3	地権者とのかかわりによる思いの変容	49
4-2-4	「史蹟の会」と「守る会」の思い	50
5 ひ	とによって意味が付与された<南山>をいかに残していくか	54
5-1	多様な価値を見出された固有の場所	54
5-2	制度で捉えるべき「緑地」の意味	55
5-3	「緑地」の意味のダイナミズム	56
5-4	思いが埋め込まれた緑地の実現に向けて	57
参考之	文献	58
おわり) IZ	62
謝辞_		63

1 確保すべき「緑地」

1-1 機能を果たす要素としての「緑地」

ひとが生活しているとき、その周囲には多くの動植物が生きている。動植物を一切目にしない日はお そらく皆無に等しいだろう。地球上には、ひとを含めた多種多様な生物が生きている。

ひとやものが多く集中する場所が都市と呼ばれる。都市で生活しているひとは、多様な活動を日々営んでいる。都市において生活するひとの基本的な行動とは、住む、働く、休む(憩う、遊ぶ)、動くことである。限られた面積の都市空間において、性質を異にするそれらの活動に必要な空間や施設をすべての活動について完全に満足のいく形で設置するのはまず不可能である(加藤・竹内, 2006:13)。そこで必要となるのが都市計画である。

都市計画の目的とは「市民が健康で文化的な生活が享受でき、同時に各種の都市活動が十分達成できるように都市の基礎的な施設を整備し、土地利用に適正な指針と制限を課すことによって合理的な都市空間を計画し、創出する」ことである。この都市計画は第一義的に、都市で「生活する市民の生活水準の向上に資するものでなければならない」(加藤・竹内, 2006:13-14)。

そして日本の都市は、明治維新以降、第二次世界大戦以後の復興期、1960年代を中心とする高度経済成長期という加速度的な近代化という拡大の時代を通り過ぎ、現在、少子高齢化などの多様な問題を抱える成熟過程に向かっている。都市計画は都市の状態の変容に対応する必要があるため、今後の都市計画では都市が成熟過程にあることを前提としてふまえる必要がある(加藤・竹内, 2006:14)。

そのような社会状況を受けて「縮小」をキーワードとした興味深い都市づくりも主張されているが(大野・アバンアソシエイツ,2008)、次世代の都市計画において重視すべき要点のひとつとして、従来の経済活動を最優先するのではなく、大気、水、土地、緑地などの自然条件を重視した「環境共生型の都市整備」がある(加藤・竹内,2006:14)。

環境共生型都市1における都市環境とは、「公害対策基本法に指定されている空気・水・土壌といった自然条件に加えて、騒音・振動・地盤沈下・悪臭」などを対象として考える立場と、「その都市がもっている山岳・丘陵・河川・湖沼・森林・農地を包含した自然の地形や緑地、さらに現代の人工的な建築物や歴史的な文化遺産などの人工的構築物と自然景観を含めて、全体として醸し出される都市の状態を都市環境」と考える立場がある。この後者の立場では、「都市の自然条件を含めてその都市がもっている人間生活にかかる空間的な美しさ・ゆとり・景観、さらに都市生活のうるおいといった雰囲気的なものを含めた快適さ(アメニティ:amenity)を指しており」、「それゆえに、環境条件を科学的に把握する物理・化学的な尺度が十分でないものも含んでいる」(加藤・竹内,2006:175)。

この環境共生型都市などの都市計画において「緑地」と表現されるものは、山岳、丘陵、河川、湖沼、森林、農地などの自然地形が占める空間や、各種の公園、社寺仏閣などと、それらの庭園、個人宅の庭、街路樹など幅広い。また都市で生活するひとにとってこれらの「緑地」がもっている意義は、生物が存続する基盤としての健全な生態系の維持、食糧や資源の供給、都市部の市街化抑制、防災、レクリエーションの場、景観、ひとの精神的な充足源などとされている(加藤・竹内,2006:177)。つまり、環境共生型都市などの形も含めた都市で生活するひとにとって、「緑地」はそれらの機能を果たす重要な要素として捉えられている。

本研究では、公害問題の原因とされるものに限定せず、都市の内部にある山岳・丘陵・河川・湖沼・森林・農地などの場所、さらに現代の人工的な建築物や歴史的な文化遺産などの人工的構築物と自然景

¹ 詳細は 1-2 において取り上げる。

観を含めて、全体として醸し出される都市の状態を都市環境と考える立場(加藤・竹内, 2006:175)を とり、都市計画において「緑地」と表現される場所を対象とする。

ここで日本の都市計画における「緑地」が歴史的にどのように捉えられてきたかを把握するため、都市計画制度の変遷を追う。

日本の都市政策において最初に対象となった「緑地」は、レクリエーションの場としての公園であり、 それを取り上げた最初の制度が 1873 年の太政官布達である。そのとき公園として指定されたのは、江 戸時代以来の社寺境内地であった。その後、都市づくりにおいてはじめて計画的な公園整備が実施され たのは、東京市区改正条例にもとづき 1889 年に日本初の法定都市計画として決定された市区改正設計 である。しかしここで公園に指定されたのは、先述の社寺境内地と装飾的かつ園芸的性格の強い公共の 庭園であるパブリック・ガーデンとしての日比谷公園のみであり、都市近郊の丘陵、林地、河川、湖沼、 農地などは都市計画の対象とはされなかった。そして大正期に入り、工業化、及び都市化が急速に進行 するなか、拡大する市街地の秩序化を図るため、1919年に都市計画法が制定された。そこでは秩序的 な新市街地の形成が大目的とされていたため、やはり丘陵、林地、河川、湖沼、農地などの維持、保全 という視点は欠落していた。唯一それらを補完するために創設された風致地区制度も、当初は史蹟名勝 天然記念物保存法の補足的予防手段として考えられており、「緑地」として積極的に保存するというも のではなかった。この都市計画法にもとづきはじめて系統的な公園整備が実施されたのは、1923年の 関東大震災後の帝都復興計画においてであった。そこでは公園について防災機能、及び土地区画整理事 業の保留地としての機能が特に求められた。その後、日本においてはじめて本格的な「緑地」計画とさ れたのは 1932 年から 1939 年にかけて調査、計画が実施された東京緑地計画であった。ここでの「緑 地」は建築物を建てない永続的な空地と定義された。しかし戦時色が強まる時期であったため公園とし ては予算がとれず、防空地として「緑地」が設置された。そして第二次世界大戦後、防空地としての「緑 地」の多くが食糧増産の必要から農地解放の対象とされ失われていった。さらに戦後の混乱のなか残っ てきた公園にも学校や役所、文化会館や美術館などの公共施設が建設され、公園がそのような施設をも つ傾向は現在にも残っている(石川, 2001:12-16, 192-268)。

一方で、すぐれた自然環境、文化的遺産を保護、保全するための法制度は 1919 年の史蹟名勝天然記念物保存法からはじまり、1931 年には国立公園法が制定された。1919 年の都市計画法における風致地区制度も規制力の弱いものではあったが今日に継承される緑地の維持に貢献したものである。しかし都市における「緑地」保全のためにより強い行為規制とそれを補償する土地制度が整備されたのは 1965年以降であり、それらは 1966年の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、首都圏近郊緑地保全法、また 1973年の都市緑地保全法である。しかし都市における身近な「緑地」の保全のため市町村にも土地の買い入れ権限が拡大されたのは、1994年の都市緑地保全法の改正によってであった。しかし現在も、日本の都市計画における「緑地」は、都市計画の対象区域を越えた広域的な「緑地」と連続する保全、整備を目的とする法制度は存在していない(石川, 2001:16-17)。

以上から、都市計画における「緑地」は歴史的には、都市住民のレクリエーションのための場である 公園として長く捉えられてきた。そして自然災害、戦争、市街地の拡大などの社会状況の下、防災、防 空、市街化抑制、もしくは市街化予備地などの機能が公園に付されるようになり、近代都市形成のため に利用される空地として捉えられるようになったのである。

現在では、先述した通り国内外の社会状況に対応して、都市計画における「緑地」には多様な意義が 認められ、多様な機能が求められている。そのなかで、生態学や植物そのものの保全、創出、管理を主 な対象とする緑地学(井手・武内,1985:1)の発展、都市生活環境の悪化に対する市民運動の拡大(秋田,2006)、1990年代以降の地球規模に拡大した環境問題と同時期に注目されるようになった持続可能性、生物多様性というキーワードなどを背景とし、都市計画における「緑地」について、生態系の一部を構成する要素、また良好な景観や生活環境を形成する要素としての機能が近年では特に求められるようになってきている。そのような動向に対し、都市計画においては2005年に施行されたいわゆる景観緑三法2の制定や屋上緑化の推進などにより、「緑地」面積を増加させることで対応がなされようとしている(真田,2007:2)。

現在、都市計画における「緑地」について具体的に規定しているものは、地方自治体が都市計画区域内の緑地の適正な保全と緑化政策を総合的に実施するための具体的な政策を掲げた、「緑地」に関する総合計画である緑の基本計画である。対象「緑地」のなかで中心的な役割を果たすのが公園だとされており、緑の基本計画の主要な一部として公園に関する計画が位置づいている。緑の基本計画において「緑地」に求められる機能は、自然環境の保護、農業生産、市街化の調整、災害及び公害の防止、レクリエーション、都市景観、日常生活のうるおいの提供などであり、それらの機能を果たしながら「緑地」が都市生活になじむように配置する計画である。ここでの公園に求められる機能は、特に日常生活のうるおいを創出する空間及びレクリエーションを楽しむ施設空間としてのものが大きい(加藤・竹内、2006:179-191)。

以上、都市計画における「緑地」に求められてきた機能の変遷を見てきた。その内容から、都市計画における「緑地」は、そのときどきの社会状況下でひとが都市生活を送るとき、その生活を快適に維持するための機能を果たす要素、換言すれば道具として捉えられてきたことがわかる。

1-2 定量的に捉えられる「緑地」の機能

ここで、新たな都市計画のひとつとして検討される、先述の「環境共生都市」を取り上げる。それは 環境負荷の低減、人間と自然との共生及びアメニティの創出が図られ、質の高い都市環境をもった都市 を意味する。その実現のために、大気、水、地盤、音と自然環境としての「緑地」の良好な保全が目指 されている。それを実現するために用いられているもののひとつが環境影響評価である(加藤・竹内, 2006:220-231)。

環境影響評価とは、「環境に悪影響をもたらす可能性のある開発などの計画がある時に、その影響を 事前に予測・評価し、計画案に反映させるプロセス」のことである(三船・まちづくりコラボレーショ ン,2002:212)。土地区画整理事業などの住宅地、道路や鉄道などの交通施設、発電所や廃棄物の最終 処分場などの大型施設などが建設される開発事業において、必ず実施される手続きである。環境影響評 価では調査すべき項目の検討から始め、報告書にあたる評価書が確定するまで事業主体は事業に着手で きないほどの規制力がある。それゆえに制度の改善に向けて継続的に議論がなされている。この環境影 響評価において、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害による環境汚染、気象や地質などへの影響や、 動植物、生態系、景観、歴史、文化などが、調査すべき項目として挙げられている。

しかし、大気汚染、水質汚濁、騒音などが客観的な基準による定量的な評価が可能であり、その質が 洗練されてきたのに対し、動植物、生態系、景観、歴史、文化などは項目の性質の違いから十分な定量 的な評価が行えない。そのためそもそも環境汚染項目についても既存のモデルに頼ってしまい、環境影

² 景観緑三法とは、景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の 一部を改正する法律を指す。

響評価の結果が類似してしまうことが多いと認識されている(原科, 2000:86-119; 秋田, 2006:162-164; 三船・まちづくりコラボレーション, 2002:212-213)。都市計画における「緑地」は環境影響評価項目の一部を構成するが、歴史的に求められてきた機能、また近年新たに求められている機能の性格から、「緑地」については定量的な評価が行えない部分を多く含むと認識されていると言えるだろう。

定量的な評価ができないものに対応するための手法のひとつに、環境影響評価では複数の代替案を比較して順位づけを行い、その結果最良とされる案を選択する「総合評価」という手法がある。この場合、定量的な評価が不可能な項目について定性的に評価したとしても、複数の代替案を順位づけるときの根拠を具体的、客観的に示すことが重要であり、なかでも景観のように主観的な要素の強いものについては、専門家による評価だけではなく、地域住民などの多様な主体を評価に参加させる必要があるとされている(原科,2000:124-125,248-257;秋田,2006:162-167)。現在、上位計画や地域の総合計画の段階で環境影響評価を実施する「戦略的環境アセスメント」が注目されているが、ここでもより広範囲な情報公開と意思決定プロセスへの住民参加の必要があり、意思決定プロセスの透明性の向上が目指されている(原科,2000:124-125,248-257;秋田,2006:162-167)。

このように、都市計画において「緑地」も含めた定量的な評価が不可能なものも捉えようとされているが、それらが有効なものだと判断される背景には、客観的な説明が可能な評価であるかどうか、広範囲な情報公開のもとに特定の主体ではなく多様な主体が意思決定プロセスに参加することによって、評価の客観性が担保されているかどうかということが条件になっている。

都市ではなく国土全体が対象区域であり、植物そのものの保全・創出・管理を主題とする緑地学においても、都市計画における「緑地」は重要な場所と捉えられており、それを扱う計画論が議論されている。そこでは都市化が進展する状況において、本質的には市場経済にのらない緑地の保全・整備を正当に位置づける必要があり(井手・武内,1985:1)、自然環境をいかに確保するかという課題に対応することが目的だとされている(舟引,1997:38)。具体的な手法としては、「規制」、「事業」、「誘導」などがある(平田,2004)。

この緑地学における計画論において、「緑地」の機能は客観的機能と主観的機能に大きく二分類されている。客観的機能とは理科学的機能に属するものであり、「本質的には計量化が可能な機能」である。一方、主観的機能とは美やアメニティにかかわる機能であり、「計量化になじまない機能」である。緑地の機能を客観的機能と主観的機能に分類した後、それらをさらに詳細な機能に項目化してその計量化をはかっている。計量化にこだわるのは計画の合理性を高めるためである(高原、1988:12)。

ここでの計量化の手法のひとつを具体的に見てみると、主観的な機能を「好ましさ」「快適さ」「利便性」などの機能に分類して項目化し、それをもとに指標を作る。そして状況、場面、人など多様な条件設定のもとに事例研究を重ね、それらの項目の精度を上げることによって高い客観性を有する指標を構築するものがある。例えば村川らは、農村計画における「文化的風土形成」や「歴史的環境の保全」の重要性を確認したうえで、当該地域の住民が地域の景観をどのように感じ、それをどのように評価しているかということを明らかにしようとした(村川ら、1998:77-84;安野ら、1996:797-798;安野ら、1997:807-808)。槙らは、人が好ましいと感じる街路景観を形成するため、個人差を解消しながら個人の主観的な評価構造を解明し、主観的な街路景観評価に関する評価モデルの構築を試みている(槙ら、1994:27-33;槙ら、1995:55-62;槙ら、2003:95-102)。

1-3 「緑地」の"意味"を捉えなおす ―「ひとと自然のかかわり」という関係性への注目―

上記で見たように、都市計画、及び緑地学における都市部の「緑地」に関する計画論では、「緑地」がもっている本来定量的な評価が不可能なものを、定量的な評価になじむ形式にしていかに客観性を担保するかということが目指されている。それは、「人間」と「自然」を完全に切り分けて考え、「緑地」をあくまで必要と考えられる機能を果たす要素として捉える視点が前提にあるからではないだろうか。現在、環境倫理において、「ひとと自然のかかわり」という視点が提示されている。それは自然保護の現場において、「人間」と「自然」を完全に切り分けて考える視点が、その現場に生きるひとに苦痛をもたらすような問題を生じさせたことへの批判から立ち上げられた視点である。

1990 年代以前は、環境倫理や環境思想の分野において「人間」対「自然」という二項対立図式が概念の前提に存在していた。そこでは1960年代から1970年代にかけて生じた公害や回復できないレベルでの自然破壊などへの反省をこめて、それまでの「人間中心主義」から「非人間中心主義」へ転換すべきだという主張がなされた。この議論の帰結は、自然そのものに内在的な価値があるとされ、自然から人間、人為を完全に排除することが最良とされた。しかしそれはアメリカに残る原生自然に対して特有にあてはめることができる考え方であり、世界各地の先住民族や日本における近代化以前の生活などにおいて、地域の身近な山、川、海、湖などの自然を絶えず利用しながらも維持管理し、その結果豊かな生態系が保たれてきたような、ひとと「自然」の関係にはあてはめることができないと主張されるようになった(守山、1988)。

そしてひとと「自然」の関係そのものに焦点をあてる議論が進められている。そこでは、自然と絶えずかかわりをもちながら継承されてきたひとの営み、遊び、文化などが、ひとが豊かに生きるうえで必要であり価値あるものだということが明らかにされてきている。それは「人間」対「自然」という二項対立図式を越えた、「ひとと自然のかかわり」という関係そのものに焦点をあてることによってはじめて見えてきた価値である(鬼頭、1996:100-172;鬼頭、2007:22-38;丸山、2007:88-113)。

1-1、1-2 で見てきた都市計画における「緑地」についての議論は、この「ひとと自然のかかわり」という視点ではなく、「人間」対「自然」という二項対立図式を前提としたものであるがゆえに、本来定量的な評価が不可能なものを、いかに客観性を担保しながら取り出して評価し、「人間」の都市生活の質を向上させる機能を果たす最適な「緑地」という要素を作るかという議論になってしまうのではないだろうか。そのような議論においては、「緑地」について定量的な評価が不可能なものを扱うのは困難であり、最終的には解決しきれない問題であるという認識を強め、結果として問題の解決が望めないのではないだろうか。

そのため、「ひとと自然のかかわり」という視点を都市計画における「緑地」の議論に導入することにより、切り分けられてしまったひとと「緑地」をかかわりのあるものとして捉え直し、「緑地」が機能を果たす要素ではなく、ひとにとってどのような存在であるかということを捉える視点を構築することを目的とする。そのうえで都市計画における「緑地」の捉え方、あり方について問いなおす。

上記関心のもと、都市計画区域において住宅地開発事業が現在進行している地域を研究対象として取り上げる。そこで、事業をめぐって存在している異なる立場のひとたちと事業対象地である「緑地」のかかわりを捉え、ひとがその「緑地」について見出している価値を描く。そうすることにより、ひとにとってその「緑地」がどのような存在であるかを捉える。

2 調査事例の概要、及び調査方法

2-1 調查対象地域:東京都稲城市南山

2-1-1 地勢

東京都稲城市は、東京都心より西南約 25 kmに位置し、新宿から電車で約 30 分である。面積は 17.97 km 人口は 82,929 人(2009 年 7 月現在)、世帯数は 34,988 世帯(2009 年 7 月現在)である。稲城市域全体として、人口、世帯数共に微増を続けている3。

稲城市の産業の特徴は、梨業が盛んなことである。稲城に梨がもたらされたのは江戸時代、元禄期だとされている。そして本格的に梨栽培が始まったのは、1880年代後半である。主な梨園は矢野口、東長沼、押立地区に拡がっている。2005年時点で、梨栽培農家数が114戸、梨栽培面積が31.8haである4。

稲城市の地形は、市域の約3/4が多摩丘陵の一部に属する丘陵地であり、谷戸地形を形成している。 そして残りの約1/4は多摩川沿いの沖積地である。市域の高度差は最大約90mと大きい。多摩丘陵の高度が高い西半分の東端部に稲城市域の丘陵は属しているが、とくに高度の高い北西部(旧・大丸地区。現・向陽台地区付近)は、高い高度のわりには尾根に丸みがあり、丘陵上面は比較的なだらかな形状をしている。これは、稲城市域一体が砂質の地質であることに関係する(東京都稲城市,1991a:19-25)。

丘陵地と沖積地という地形の違いから、その地質は大きく異なっている。沖積地は多摩川の氾濫原の河成堆積物である5。地表は泥質部分が多く、耕作地に適した肥沃な土地である。多摩川の水流によって運ばれてきた礫と砂が主で、全く未固結の沖積層から成りほぼ一様である。この沖積地において、梨業が盛んに営まれた。

一方、丘陵地の地質は地層の種類に応じて地点ごとに異なっている。主な構成としては、軟質の砂岩・泥岩(上総層群)である。丘陵地の高所にはその上に御殿峠礫層や、さらにその上に多摩ローム層が存在するほか、その他の関東ローム層が丘陵斜面を被覆することがあるが厚さは薄い。稲城市域の上総層群は稲城砂層と呼ばれることが多く、その砂は砂取業者や土建業者から稲城砂と呼ばれている。稲城砂は比較的粒度が揃い、粘土・泥などの微粒物質の含有が少ないため、土建用材料として望ましい性質である。一方その性質から、丘陵地内の崖や急斜面における崩壊が多発してきた(東京都稲城市、1991a:19-71)。

以上から、沖積地と丘陵地ではその地質が異なるため、居住地区によってその産業や生活形態は異なっていた。地付き層住民が「同じ一升でも目方が違う」6と語ることからも、沖積地と丘陵地ではその地質の違いがあることがわかる。

南山は、丘陵地部分の一部を形成する山である。南山を含む丘陵地は公的文書において、三沢川右岸

³ 稲城市ホームページ「市の紹介」http://www.city.inagi.tokyo.jp/shoukai/index.html を参照。

⁴ 稲城市ホームページ「統計いなぎ(平成 19 年度)」

http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/toukei/19nendo/no4/index.html を参照。

⁵ 稲城付近の多摩川は、北側を府中市・調布市に属する立川段丘の府中崖線、南側を多摩丘陵の崖下を 堺とした氾濫原(多摩川の氾濫によって堆積してできた土地)としている。多摩川沖積地の初期(完新世、沖積世)のはじめ頃、現在の多摩川沖積地の範囲内において多様に流路を変化させていた多摩 川は、稲城付近で、ある時期には多摩丘陵北縁を削って本郷一根方地区間のような急な河崖を形成し、その後、中世、近世を経て河流がわずかに北方に寄っていった。その変遷過程において網状流の状態を成すこともあり、現在の沖積地にその様相を残している。長沼という地名の由来もこれに発すると 考えられている(東京都稲城市, 1991:25-34)。

^{6 2008/2/1、}百村、Ⅰ氏への聞き取り調査より。

の丘陵地と記される。三沢川は町田市小野路や川崎市黒川を源流とし、北東に流れて多摩川沖積地まで続く約6キロメートルの小河川である(東京都稲城市,1991a:46-51)。

南山の内部には、地名(字名)が詳細につけられていた(稲城市教育委員会教育部生涯学習課,2004)。 しかし、南山とは地名ではなく、稲城の住民による呼称である。住居の南側に位置することがその理由 である。同様の理由から、矢野口地区、東長沼地区では西山とも呼ばれていた。本論では、南山に統一 する。

「あとこっちはもうようするにね、えー、南山って呼んでなかったんだよ。もう奥深かったから。別に呼び名はなかったけど。奥深くってね、もうすごい山でさ。だから南山っていうのはね、ようするに、こっちの山岳の、山の、こっちのほらあの北っかわ北っかわ。こっち(筆者補足:公民館)から見れば手前っかわだった。手前っかわを南山と呼んでたわけ。」7

この南山の西側には、かつてキザンヤマ(亀山)と呼ばれる山が隣接していた。そのキザンヤマにおいて土地区画整理事業が実施され、その場所に京王電鉄相模原線の稲城駅は位置している。

南山は現在、私有地からなる。地権者への聞き取り調査では、代々個人所有の土地だったと話す。

図 2.1 〈東京都稲城市の位置〉



図 2.2 <南山>



^{7 2007/11/16、}東長沼、S氏(64歳)への聞き取り調査から。

図 2.3 〈東京都稲城市、及び南山の位置〉



(東京都環境基本計画 (2008年) 本文より引用した図をもとに筆者加筆 http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2008/03/DATA/70i3v201.pdf)

2-1-2 植物相

南山事業評価書を参照し、南山の植物相、生物相について述べる。

植物相については、コナラークヌギ群落、コナラーシラカシ群落、アズマネザサ群落が主なものである。その他、モミ、ケヤキの大径木もある。稲城市域の丘陵地には、縄文時代の集落跡地が発掘されている。その当時から丘陵地は人によって利用されてきた。また時代を隔てて地権者を含めた地付き層住民も、ガスや電気が広く普及されるまでは南山を利用してきた。つまり南山の植生は、人に利用されてきた二次林特有のものである。しかし戦後の生活形態の変化に伴い、その利用は減少した。その結果、アズマネザサ群落やススキ群落が広く繁茂するようになった。

特徴的なものとして、シダが多様に生息している。また東京都において絶滅危惧種に認定されている ギフベニシダ、タマノカンアオイなども生息している。

南山が位置する多摩丘陵は、関東平野のなかでも特に関東ローム層の厚い丘陵地である。ここでは黒ボク土が分布している。黒ボク土とは、火山灰からできた土壌であり、有機物を多く含んでいるため黒い色をしている。しかし丘陵地では斜面上の物質移動が激しいため、分解した枯葉や枯れ枝で構成される腐植層が削られる。そのため淡色黒ボク土が中心となっている。その淡色黒ボク土は、水分条件が良好ではなく土壌生産力も低いため、クヌギーコナラ群集など雑木林として利用されることが多かった。この土地は、人による利用、管理が無くなると、シラカシ群集やアラカシ群落に移行することもある(武内、1990)。シラカシ林は極相林であり、それ以降樹種の変更はあまりなされない。多摩丘陵にはシラカシ林に近いものへと変化しつつある場所がある(大沢、1990)。

地権者への聞き取りのなかに、南山に育つ木は建材としては使えないという話があった。地権者が利用しなくなった南山の土地に育っていた木を業者に切ってもらったところ、業者からここの木は柔らか

すぎて建材にはならないと言われたそうだ8。

多摩丘陵は複雑な斜面という地形の特性から植物は多様に存在していた。しかし人による利用、管理の影響を強く受けて均質化してきた傾向があると認識されている(武内・松井, 1990)。

2-1-3 動物相

生物相については、オオタカ、ハチクマ、ハヤブサ、チョウゲンボウなどの鳥類、モグラ、アカネズミ、イタチ、ノウサギなどの哺乳類、カナヘビ、シマヘビ、ヤマアカガエル、アズマヒキガエルなどのは虫類、両生類、カトリヤンマ、エゾエンマコオロギなどの昆虫類が生息している。

特徴的なものとしては、オオタカが生息しているということである。オオタカは絶滅危惧種に指定されており、森林伐採や剥製目当ての補殺などで減少している(小原ほか編,2001)。そのオオタカの営巣地を、南山事業評価書が認可を受けた後、「守る会」が発見した。そのため「守る会」が東京都、及び稲城市に発見したことを報告し、東京都から稲城市、組合に対して十分配慮するように指導が入っている。

また、東京都で絶滅危惧種に指定されているトウキョウサンショウウオの生息も確認されている。組合はオオタカ調査を継続すると共に、トウキョウサンショウウオの保護対策として南山事業において建設予定の地区公園の位置に人工池を設置し、そこで繁殖を試みている。オオタカ調査、トウキョウサンショウウオ保護対策の双方について、「守る会」は当初から積極的に協力し合同で行ってきた。

2-1-4 歴史

稲城市に位置する南山を含めた丘陵地には、縄文時代の集落遺蹟が発掘されている。そのためその時 代から人が暮らしてきた土地であり、それは南山の植生とも関連するものである。

時代名	区域	出来事
縄文時代	百村·坂浜·平尾	83箇所の集落遺跡、発掘。丘陵地上部の平坦な場所に集落を形成。
弥生時代	平尾	集落遺跡は少なく平尾台原遺跡のみ、発掘。
		稲城に稲作を伝えた人たちが集落を形成。
古墳時代	平尾·坂浜·大丸	丘陵地の斜面から6基の横穴墓、発掘。
奈良時代		稲城市域は武蔵国多摩郡に所属。
		(武蔵国=現在の埼玉県、東京都、神奈川県の北部)
	大丸	大丸の瓦谷戸一帯から瓦、発掘。
		武蔵国分寺、国府用の瓦だったとされる。瓦谷戸窯跡、大丸窯跡、発掘。
鎌倉・室町時代	矢野口	小沢郷の稲毛重成氏が稲城市域を支配。矢野口が中心。
		丘陵地の先端、上部に小沢城、大丸城、長沼城があったとされている。
江戸時代	稲城市域	知行割により正式な行政単位として稲城市域の六か村が成立。
	\downarrow	坂浜村、平尾村、矢野口村、長沼村、百村、大丸村の六か村が、
		これ以降、江戸時代を通して定着。
江戸時代後半		大丸用水の普及に伴い、新田開発が促進。
		年貢増収のための新田検地、実施。
江戸時代後期		近隣の45か村程度の村で「寄場組合」という組合が結成された。
		坂浜村·平尾村→小野路村組合
		大丸村・百村・長沼村→府中宿組合
		矢野口村→溝口村組合
		押立村→布田宿組合

表 2.1 <稲城市域の変遷(明治時代以前)>

_

^{8 2008/7/1、}東長沼、M.S.氏 (81 歳) への聞き取り調査から。

2-2 調查対象事業:「南山東部土地区画整理事業」

調査対象とする事業は、東京都稲城市で現在進行している、組合施行南山東部土地区画画整理事業(以下、南山事業)である。事業主体は、土地を所有する地権者によって設立され、法人格を有する南山東部土地区画整理組合(以下、組合)である。南山事業の概要については以下の表 2.2 に記す。

土地区画整理事業とは、土地区画整理法において、「都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業」と定義されている。公共施設とは、「道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設」を指している。

南山事業については、「本地区は、地区中央北寄りに安全な状態にするための勧告を受けている標高差約 60m 前後の危険な崖地や、崖地の東側に急峻な斜面地がある。また地区東側の都道 114 号は稲城市と神奈川県川崎市を連絡する主要な道路であるが、急カーブや急勾配のある事故多発路線である。本事業ではこのため、これらの危険箇所及び都市軸となる幹線道路の整備改善を行い、地区周辺市街地との連続性を確保し住民生活の安全性の向上を図るとともに、緑豊かな市街地の創出を目的とする。」とされている。



図 2.4 <稲城市における南山事業区域の位置>

(Google Earth 画像をもとに筆者加筆)

事業の名称	南山東部土地区画整理事業					
施工者		南山東部土地区画整理組合				
設立認可日	平成18年	(2006年)4月12日				
施行期間	平成18年	(2006年)4月12日~平成32年(2020年)3月31日				
施行面積	86.77ha(8	67,720.25㎡)				
施行位置	稲城市大	字東長沼、大字百村、大字矢野口の一部				
事業費	約402億円](40,237百万円)				
	東京都補具	東京都補助金4,758百万円、稲城市補助金2,031百万円、保留地処分金33,448百万円)				
用途地域	第一種低	層住居専用地域、第1種高度地区				
	道路:7·4·5号東長沼矢野口線(幅員16m、延長720m)、3·4·12号読売ランド線(幅員1					
都市計画	延長1280m)、3·4·16号稲城南多摩線(幅員18m、延長786m)					
	公園: (地区公園)第4·4·3号奥畑谷戸公園(約7.9ha)、(街区公園)1~3号(計約1.2ha)など					
	合算	68.16%				
減歩率	公共	27.81%				
	保留地 40.35%					
組合員数	259人(土地所有者259人、借地権0人)					
建物棟数	57棟					
人口	現況	約120人(人口密度 1.4人/ha)				
八日	計画	約7,600人(人口密度 86.0人/ha)				

(組合資料をもとに筆者作成)

2-3 調査対象者、及び調査手法

2-3-1 調査対象者

調査対象者としては、事業主体として南山東部土地区画整理事業組合(以下、組合)を組織している地権者と、南山の保全活動を約20年間続けている市民活動団体である「南山の自然を守る会」(以下、「守る会」)を主に取り上げる。他に、南山の保全活動を行っている市民活動団体として「稲城の里山と史蹟を守る会」(以下、「史蹟の会」)、「市民連絡会」(以下、「連絡会」)を取り上げる。

「守る会」は、南山の保全活動を行うなかで、組合と長年に渡って直接意見を交流させてきた唯一の 市民活動団体である。

組合は、組合員である約 260 人の地権者で構成されている。そのなかで大きな土地を所有する地権者によって組合理事会が構成されている。彼らは稲城市域の矢野口、東長沼地区に居住し、その多くが先祖代々梨園を経営してきた梨農家である。彼らは現在も梨園を継続し梨業で生計を立てている梨農家が多い。その組合の理事会が事業に関する最高決定権を有しているため、理事の意見は事業内容により反映されやすい。しかし理事であることを除いたとしても、地付き層住民9のなかでは大地主の意見が強い力を有すると認識されていることが、調査内容からもうかがえる。

^{9 「}地付き層住民」という用語の明確な定義はないが、ここでは、江戸時代から明治時代にかけての頃から稲城に居住し始めた住民、と定義する。これに対し、大正以降に稲城という地域に他地域から移住した住民を、「来住層」と定義する。

「うちなんかはちょっとだからやった方がいいのに、百村は区画整理してもらえなかった。入れてもらえなかった。~中略~6、7割は反対、だともうだめ。土地をうんと持ってる人が反対しちゃえばもうできない。~中略~山や畑をうんと持ってる人が1人、2人反対しちゃえば区画整理できない。少し持ってる人が10人、20人いたって匹敵できない。~中略~大臣が反対しちゃうと反対。賛成しちゃうと賛成にまわされちゃう。~中略~(筆者注:土地区画整理事業は)ある程度面積ないとやれない。広い土地を持ってる人が賛成しないと仲間になれない。それで残されちゃったんだよ。~中略~反対した人知ってるけど、(筆者補足:名前や所有地などを明かすのは)俺はいやだ」10

地付き層住民の間では、大地主のことを「大臣」¹¹、所有面積が少ない人を「貧乏人」¹²と呼ぶ慣習があることからも、その状況はうかがえる。

また、組合の事務局は土地区画整理事業のコンサルタント会社が担当し、事業には建設会社、ハウスメーカーなどが事業協力企業として参入している。

上記に挙げた主体は、南山、及び南山事業に特にかかわる稲城市住民である。そのため、彼らと南山 とのかかわりを見ることに焦点を当てる。

2-3-2 調査手法

調査手法としては、聞き取り調査、及び文献調査とする。

聞き取り調査は、2007 年 10 月~2009 年 4 月にかけて不定期に訪問する形で行った。聞き取り対象者は、上記団体に所属する人を中心に 24 人である13。聞き取り対象者の詳細は以下の表 2.3、2.4、2.5、2.6 に示す。

文献調査は、『稲城市史』、『稲城の歴史年表』、『広報いなぎ』などの郷土資料を中心に行った。

対象者(年齢)	性別	居住地区	南山事業との関係	梨園	
N.Y.(78)	男	矢野口	現・理事	経営	南山事業の発起人とされる
N.M.(42)	男	矢野口		経営	N.Y.氏の息子
H.Y.(75)	男	矢野口	現•理事	経営	
M.M.	男	東長沼	現•理事	経営	
M.S.(81)	男	東長沼	現•理事	経営	
S.(64)	男	東長沼	非地権者		
M.S.(86)	男	東長沼	現·理事、前·組合長	経営	東長沼で2番目に大きな梨園
T.K.(77)	男	東長沼			
S.K.(87)	女	東長沼	現・理事の妻		
T.J.	男	東長沼	非地権者	経営	
I.	男	百村	事業対象区域外の南山地権者		稲城市域の大地主
U.(81)	男	百村	地権者		
K.(88)	男	百村	事業対象区域外の南山地権者		

表 2.3 <聞き取り対象者:地付き層住民>

^{10 2008/2/11、}百村、K氏(87歳)への聞き取り調査より。

^{11 2008/2/11、}百村、K氏(87歳)への聞き取り調査より。

^{12 2008/2/11、}百村、K氏(87歳)への聞き取り調査より。

¹³ 聞き取り対象者の年齢については、記載の許可を得た方のみ年齢を記載する。

表 2.4 <聞き取り対象者:「守る会」メンバー>

対象者	性別	居住地区	活動参加時期	
K.K.	女	矢野口	「子どもの会」	「子どもの会」、「守る会」発起人 兼 現・リーダー
S.	女	矢野口	「守る会」(2001年)	
K.M.	女	押立	「子どもの会」(1987年)	
S.T.	男	百村	「守る会」(2001年)	父親と子どもで遊ぶ(農業、キャンプ、山遊び)活動に参加
S.	男	町田市	「守る会」(2001年)	町田市で開発事業反対活動に参加
K.	男		「守る会」(2001年)	多摩川の自然保護活動に参加
N.	男		「守る会」(2001年)	
Ī.	男		日本不動産学会の研究会(2006年)	まちづくりの研究者

表 2.5 <聞き取り対象者:「守る会」協力者(「守る会」非メンバー)>

対象者	性別 居住地区	
M.	男	都市計画、建築分野の専門家として活動を支援
I.	男	都市計画分野の専門家として活動を支援
U.	男	都市計画分野の専門家として活動を支援

表 2.6 <聞き取り対象者:「史蹟の会」メンバー>

対象者	性別	居住地区	
I.G.	男	高揚台	「史蹟の会」代表

2-4 稲城市、南山、南山事業の制度上の位置づけ

組合の前身である南山東部土地区画整理組合設立準備会(以下、準備会)によって発行された『環境影響評価書: 南山東部土地区画整理事業』(以下、南山事業評価書)において、南山事業が東京都、稲城市の都市計画上どのように位置づけられているか記載されている。その内容は、都市計画における住宅地、及び「緑地」としての位置づけ、広域的な緑地計画における緑地としての位置づけ、景観の側面における位置づけに分類することができる。したがって、それら三つの視点に沿って東京都、及び稲城市の制度上での位置づけを整理することにより、南山がどのように位置づけられているかを確認する。さらに、南山事業評価書が発行された2002年以降に設定された「東京都都市計画区域マスタープラン」、及び「稲城市都市計画マスタープラン」から、現在の位置づけを確認する。

2-4-1 東京都の制度

■「東京都環境基本計画」(1997年)

「東京都環境基本計画」は、環境保全の施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定された。南山事業評価書において配慮されている「東京都環境基本計画」は、1997年に策定されたものであり¹⁴、これは 1994年に環境基本条例が制定されてから初めて策定された環境基本計画である。1997年版では、健康で安全に生活できる東京、都市と自然とが調和した豊かな東京、地球環境の保全を推進する東京の実現が目指されている。

稲城市は、地域別配慮の指針において多摩南部エリアに分類される。また南山事業は事業別配慮の指

¹⁴ その後、2002年、2008年に改定されている。

針において土地造成事業に分類される。多摩南部エリアでは、下水道や公共交通機関などのインフラ整備の遅れが課題とされ、その開発を推進すると同時に、丘陵地などの自然地を開発する際にはまとまりとつながりのある形で緑地を保全し、水環境を保全すること、都市農業の振興を図り農地を保全すること、歴史的・文化的遺跡を保全することが規定されている。また土地造成事業を実施する際には、周辺の既存の自然条件や土地利用に与える影響に配慮した造成計画を策定すること、貴重な野生動植物の生息地、群落、崖線、湧水池などを保全すること、また既存緑地を最大限保全すること、造成工事内容が周辺の既存の自然条件に影響を及ぼさないこと、歴史的・文化的遺跡を保全することが規定されている(東京都環境保全局環境管理部編,1997年)。

それに対し南山事業評価書では、地域別配慮の指針の各項目に対し具体的には、建設予定の地区公園 南方奥部におけるまとまった緑地保全、及びその周辺緑地との連続性確保、雨水浸透桝の設置、歩道の 透水性舗装による地下水の涵養、交通の便の良い事業区域北部での生産緑地の集約化、地域を代表する 景観として事業区域内の「ありがたやま石造物群」を最大限保全することによって対応するとしている。 また事業別配慮の指針の各項目に対し具体的には、計画策定段階での環境調査にもとづく緑地等の配置、 計画策定段階での環境調査により確認したシダ植物を中心とした緑地保全策、土地区画整理法での規定 面積の2倍の緑地を残留緑地として現状保全、事業区域内での再利用を原則とし、外部に搬出する場合 は再資源化措置として指定されたストックヤードに運搬、発掘した場合は関係機関に連絡し、協議、保 全方法の検討を実施して適切に措置することによって対応するとしている(南山東部土地区画整理組合 設立準備会編、2002)。

■「緑の東京計画」(2000年)

「緑の東京計画」は、東京都の都市化を受けて地球温暖化、防災、動植物保全などに寄与する緑地の機能を活用するため、緑地に関する施策の目標や方向を定めることを目的に 2000 年に策定された。ここでは東京都を 5 つの区域に分類し、各区域の施策を策定している。

稲城市は「多摩・丘陵ゾーン」、及び「山地・島しょゾーン」に重複して分類される。前者は、農地、樹林地などの緑地が残されているが、市街化の進行により喪失の恐れがある区域とされるため、調和のとれた市街化とともに、地域の緑地を保全、活用し、緑地を安定的に確保することが目指されている。また後者は、森林や農地、野生動植物など自然資源が豊かであるため、観光との調和を図りながら農林業の活性化などにより緑の保全、活用を図ることが目指されている(東京都編,2000)。

それに対し南山事業評価書では、計画上の樹林地などの自然資源の保全、活用の推進に配慮するとしている。具体的には、建設予定の地区公園の南方奥部にまとまりのある緑地を保全し、公園整備することで対応するとしている(南山東部土地区画整理組合設立準備会編,2002)。

■「東京都都市景観マスタープラン」(1994年)

「東京都都市景観マスタープラン」快適な都市空間の整備によって生活の質を向上させるため、重要な要素のひとつとして都市景観を良好なものとして継承していくことを目的として、1994年に策定された。

稲城市、及び南山は「武蔵野ゾーン」、及び「多摩中央ゾーン」に重複して分類される。前者の基本方針は「武蔵野の原風景の保全と継承」、「玉川上水と緑の帯の保全」、「国分寺崖線等の保全」、「歴史的・文化的な景観資源の保全と活用」、「多摩川の自然の保全と再生」である。後者の基本方針は「丘陵地の

緑の保全」、「河川景観の維持と保全」、「玉川上水と街道並木の保全」、「新しい拠点での景観形成」、「多摩の田園風景の継承」、「幹線道路やモノレールによる新しい景観形成」である(東京都都市計画局編, 1994)。

それに対し南山事業評価書では「多摩中央ゾーン」の基本方針にもとづき、丘陵地の緑地は市街地の 縁取りをするものとして景観上の役割が大きいため、マスタープラン上の「丘陵地の緑の保全」を積極 的に進めるとしている。具体的には、事業区域の南部の緑地を連続して残し稜線を形成することで対応 するとしている(南山東部土地区画整理組合設立準備会編,2002)。

■「丘陵地景観基本軸基本計画」(1999年)

「丘陵地景観基本軸基本計画」は、1997年に施行された東京都景観条例にもとづき、1999年に策定された。丘陵地景観基本軸では、建築・土地開発などの民間事業や公共事業、都市計画、まちづくりを行う場合、既存丘陵地の景観に配慮しなければならないとされている。丘陵地景観基本軸として指定された丘陵に多摩丘陵は含まれているため、南山は丘陵地景観基本軸に分類される。

それに対し南山事業評価書では、市街地における丘陵地の緑地景観の保全に配慮するとしている。具体的には、建設予定の地区公園を拠点とする連続した緑地配置、崖地部の造成による緑地、生産緑地の配置、宅地などにおける緑化協定、建築協定による緑化の誘導によって対応するとしている(南山東部土地区画整理組合設立準備会編,2002)。

以上の内容をまとめると、東京都において稲城市域に残る南山を含めた「緑地」は、多摩丘陵の一部として特徴的な「緑地」に位置づけられており、その積極的な保全が求められている。しかしそれに優先するように、都心郊外にあたる多摩地域の市街化に貢献する地区として捉えられているため、既存の「緑地」と調和する形での新しい市街地整備が求められている。

南山事業においてはそれらの方針に対し、丘陵地としての景観に配慮した既存樹林地、生産緑地などの設置によって対応するとしていることがわかる。

2-4-2 稲城市の制度

■「第二次稲城市長期総合計画」(1991年)

「第二次稲城市長期総合計画」は「第四次全国総合開発計画」、「首都圏整備計画」、「第二次東京都長期計画」という上位計画のもとに策定された。上位計画において多摩自立都市圏の形成が目指されるなか、稲城市はそれに貢献するための都心に近い住宅地域としての発展が期待されており、そのための新しい市街地整備、既存中心市街地整備などが目指されている。

南山は三沢川右岸丘陵地とされており、多摩ニュータウンと並ぶ新しい市街地整備の対象地とされている。そして、多摩川河川敷緑地帯、多摩サービス補助施設、多摩ニュータウンの公園・緑地、三沢川右岸丘陵地の緑地を結ぶことにより、環状の緑の連担性(「緑の環構想」)を確保し、新しい市街地整備においては既存農地や丘陵地を生かした形で、まとまった緑地を確保し、緑の拠点として保全、整備することが目指されている(稲城市、1991)。

それに対し南山事業評価書では、「緑の環構想」にもとづき、計画的な公園整備、歩行者空間整備、 ふるさとの川の再現などによる緑地と水辺が調和した空間の形成に配慮するとしている。具体的には、 建設予定の地区公園を中心としてその周囲の緑地を連続させることにより、緑の環構想の実現を目指す としている(南山東部土地区画整理組合設立準備会編,2002)。

■「第二次稲城市土地利用基本計画」(1992年)

「第二次稲城市土地利用基本計画」では「第二次稲城市長期総合計画」の「緑の環構想」を踏襲、部分強化しており、緑の環をメインとサブに分類している。また「都市軸」として近隣都市との連携する 交通網整備が目指されている。

南山はサブの緑の環の一部の緑地に位置づけられており、さらに南山を通る山間道路を都市軸の一部に位置づけている。

また南山事業は残された課題として捉えられており、事業の具体化、実現が特に目指されている(稲城市, 1992)。

それに対し南山事業評価書では、基幹公園の配置による緑地の保全と構造化に向けて、拠点施設の誘導を図り、事業計画地と隣接する緑地と連続した公園緑地の形成によって緑地空間の連担保を確保するとしている。具体的には、奥畑谷戸公園を拠点施設として事業計画地に隣接する緑地と連続するように公園緑地を配置することによって対応するとしている(南山東部土地区画整理組合設立準備会編,2002)。

■「稲城市緑の基本計画」(1999年)

「稲城市緑の基本計画」では「水と緑のふるさと景観につつまれたまちづくり」という基本理念のもと、公園緑地などの都市施設とする「緑地」、生産緑地や自然環境保全地域などの制度上安定した「緑地」、社寺境内地やゴルフ場などの社会通念上安定した「緑地」を、永続的に確保すべき「緑地」として設置することが目指されている。そして多様な形態の「緑地」によって、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の機能をもった「緑地」の形成が目指されている。

南山は、環境保全、及び景観構成の機能をもった「緑地」として捉えられている。しかし新しい市街地整備の対象地であることが前提となっているため、そのなかでの緑化推進、保存樹林、及び保存樹木の指定などが求められている。

それに対し南山事業評価書では、里山や谷戸の保全によるふるさと風景の形成、梨園などの農地保全による稲城市固有の景観の形成、動植物が生息可能な丘陵地、河川等の連続的な配置、まとまった緑地空間の形成に寄与する農地の集約化などに配慮するとしている。具体的には崖地部の造成、及び緑化、建設予定の地区公園へのアクセス確保、連続する「緑地」設置、生産緑地の集約化による稲城市特有の景観形成などによって対応するとしている(南山東部土地区画整理組合設立準備会編,2002)。

■「稲城市景観基本計画」(1998年)

「稲城市景観基本計画」では「第二次稲城市長期総合計画」、「第二次稲城市土地利用基本計画」における「緑の環構想」を踏襲している。

南山は稲城市の景観を特徴づける崖線や谷戸、丘陵地の景観を作り出す場所として捉えられている。 ここでの景観は、基本的に多摩川沿いの既存中心市街地からの視点で捉えられている。

また南山事業との関連から、新しい市街地整備においては、特に生垣や街路樹などの設置によって緑地を取り込んだ市街地景観の形成が目指されている(稲城市都市建設部都市計画課編,1998)。

南山事業評価書では、南山やゴルフ場などの緑地活用による緑豊かな住宅地景観の形成に配慮するとしている。具体的には、斜面地に造成する事業区域内崖地の緑化、建設予定の地区公園を中心とする連

続した緑地の事業区域南部への配置によって対応するとしている(南山東部土地区画整理組合設立準備会編,2002)。

以上の内容をまとめると、稲城市において南山は、稲城市域に残るまとまった「緑地」として捉えられており、稲城市による「緑の環構想」という連続した「緑地」を形成する一部として捉えられている。 しかし南山事業が実施されることが前提とされているため、住宅地開発を実施するなかで公園、農地、景観など多様な機能をもった「緑地」を形成することが求められている。

南山事業においてはそれらの方針に対して、建設予定の地区公園を拠点となる「緑地」として設置し、そこに連続する形で各種の「緑地」を配置することによってまとまった「緑地」を確保するとしている。

そして「東京都都市計画区域マスタープラン」(2004年)、及び「稲城市都市計画マスタープラン」(2003年)における稲城市、南山、南山事業の位置づけを確認することにより、それぞれが現在どのように捉えられているかを確認する。

■「多摩都市計画区域マスタープラン」(2004年)

都市計画法の 2000 年改正に伴い、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」等に改変された。それにより東京都では 25 の都市計画区域を設定し、2004 年 4 月に都市計画決定・告示が行われた。そのなかで稲城市は、多摩市とともに多摩都市計画区域に位置づけられている。

多摩都市計画区域は、東京都心部の周囲に位置し多様な機能が集積し、丘陵地では豊かな自然環境が存在し、さらに首都圏に位置する農業生産地としての機能も有する核都市として、東京都心部、関東圏域の他県との連携をもちながら市街地としての発展が期待される地域である「核都市広域連携ゾーン」の南部に位置づく。

稲城市は多摩市と共に、職住近接をテーマとした市街化を進める地域として位置づけられている。そのなかで多摩川、多摩丘陵の既存緑地をまとまりのある自然空間として地域の自然環境の骨格としながら、既存緑地の積極的な保全と共に、生産緑地、緑地保全地区、公園など多様な形態の緑地を計画的に設置することが目指されている。さらに多摩丘陵を含む東京都内の丘陵地は「景観構成系統」であり、「丘陵地のスカイラインや里山景観を形成している斜面の緑の保全」が目指されている。

また、南山事業そのものがマスタープランに取り上げられており、そこでは崖地を防災上危険である土地として捉えており、その危険地の解消と共に既存緑地に配慮したまちづくりをすることが示されている。また、南山事業で建設予定の地区公園予定地については、「環境保全系統(都市環境の改善と生態系を育む自然地の保全、回復)」、「レクリエーション系統(緑に関する都民の多様な需要に対応)」の緑地として特に意識するよう掲げられている¹⁵。

■「稲城市・都市計画マスタープラン」(2003年)

2001年に策定された「第三次稲城市長期総合計画」にもとづき、2020年を目標年次として稲城市「都市計画マスタープラン」が策定されている。「まちづくりの基本方針」として「水・緑・人とのふれあ

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/index.html を参照。

¹⁵ 東京都都市整備局「都市づくり政策」

いが活力を創出するまちづくり」、「やすらぎとうるおいに満ちた生活が息づくまちづくり」、「環境とうまくつきあうまちづくり」を掲げ、それを「みんなでつなぎ、受け継ぐまちづくり」を行いながら実現するとされている。

マスタープランにおいて南山は「三沢川右岸丘陵地域」に分類され、その目標像は「多様な緑が人を つなぐ、うるおいとふれあいのあるまち」とされている。

また南山事業区域において地区公園の建設予定地は、「既存の緑地を活かした、レクリエーションの場や環境学習の場となる緑地」である「レクリエーション交流緑地」、また、「樹林地や農地を活かした交流の場となる谷戸地」である「交流谷戸地」とされている。民有緑地など他の形態が予定されている「緑地」については、「緑の環を形成する、民有の斜面樹林や農地を主とした緑地」として捉えられ、「市民参加を視野に維持・管理・保全」を目指した土地利用を行うとされている16。

さらに南山事業で残される予定の多様な形態の「緑地」については、市民参加で「維持・管理・保全」するとされている。さらに南山事業区域は「地域資源配慮型」の「住居系用地」とされ、「集合住宅地一般住宅地の中でも、特に樹林地や農地などの地域資源を活かしたまちづくりを重視する地区」として土地利用を行うとされている17。

以上の内容から、多摩都市計画区域マスタープラン、及び稲城市都市計画マスタープランにおいて、南山事業の実施を前提にしたうえで南山という「緑地」に意味づけをしている。東京都という広域的な視点においては、稲城市の丘陵地内の既存緑地を多摩丘陵の一部として捉え、多摩都市計画区域における骨格となる「緑地」の形成が目指されているが、南山事業の実施が前提となっているため、具体的には多様な形態による「緑地」を設置することが求められているのみである。また稲城市においても多摩丘陵の一部として南山を含む丘陵地の既存緑地を捉えているが、南山事業の実施が前提となっているため、市街化するなかで既存緑地を活かすことが求められている。

2-5 都市計画のもとでの現在の稲城市

2-5-1 複数の土地区画整理事業

1970年代半ばから現在にかけて、市域で複数の土地区画整理事業が計画、施工されている。施工主、施工面積、施工期間など異なるが、複数の事業が並行して実施されている。またそれぞれの事業について、関連事業が存在する。それらは鉄道や道路の整備である。

以下の表 2.7、2.8 の内容から、南山事業は現在まで実施された土地区画整理事業、及び現時点で予定されている土地区画整理事業のなかで、地権者数、面積共に最大規模の事業であることがわかる。多摩ニュータウン事業で新たに誕生した向陽台地区、若葉台地区の面積には及ばないが、それに次ぐ規模の面積である。また事業主体が個人地権者である組合施行土地区画整理事業のなかでは、地権者数、面積共に他地区をはるかに上回る規模である。

http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/keikaku/toshikei_master_plan/index.htmlを参照、引用。

http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/keikaku/toshikei_master_plan/index.html を参照、引用。

¹⁶ 稲城市都市建設部まちづくり推進課「稲城市都市計画マスタープラン(概要版)」

¹⁷ 稲城市都市建設部まちづくり推進課「稲城市都市計画マスタープラン(概要版)」

表 2.7 〈稲城市施工 土地区画整理事業 一覧〉

施工主	現状	地区名	都市計画 決定日	施工期間(年)	面積 (ha)
	施工中	稲城榎戸	1988/11/18	1989~2010	25.3
稲城市		稲城矢野口駅周辺	1991/9/9	1992~2016	16.8
他奶巾		稲城稲城長沼駅周辺	1991/9/9	1993~2018	10.6
		稲城南多摩駅周辺	1991/9/9	1992~2015	12.1

(稲城市ホームページ「市政の情報」をもとに筆者作成

http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/machi_zukuri/index.html)

表 2.8 <組合、及び公団施工 土地区画整理事業 一覧>

施工主	組合員数	現状	地区名	認可日	換地処分日	施工 期間 (年)	面積 (ha)
	9		京王よみうりランド駅前	1975/10/1	1980/3/31	5	3
	137		稲城平尾	1975/12/1	1981/11/28	6	22.5
	99		稲城第一	1975/12/1	1990/12/1	16	21
	28		稲城大丸北	1991/12/12	1995/10/23	4	5.2
組合	73	事業完了	稲城竪台 (住宅・都市整備公団による参 加組合員制度を採用)	1992/8/3	1998/9/30	7	7
	19		稲城平尾南	1998/3/27	2003/3/20	5	3.4
	166		稲城大丸南	1995/5/29	2006/3/3	11	10.1
	259	施工中	南山東部				
公団		完了	稲城堂ヶ谷戸	1993/1/4	1997/7/15	5	1.2
				準備会結成日			_
细合	未定	計画中 (準備会	稲城上平尾	2005/11/30	未定	未定	約25
組合	未定	(年偏会 結成のみ)	稲城小田良	2006/3/27	未定	未定	約32

(稲城市ホームページ「市政の情報」をもとに筆者作成

http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/machi_zukuri/index.html)

2-5-2 複数の地区計画

現在、稲城市では、27 カ所、約 503.3haの地区計画区域が定められている。稲城市において地区計画とは、「まちをより良いものにするため、地区の土地利用などを、現況に応じて道路や公園など(地区施設)の配置、敷地の規模、建物の使い方や建て方などに関して都市計画として総合的・一体的に定め、これによりきめ細かいまちづくりを行なう制度」である。住民の話し合いや合意にもとづく「まちづくりルール」に沿った形で、当該地区における建築物の用途、面積、位置、形態などの規制、誘導を行い、良好な市街地環境を維持、保全すること」を目的としている18。

¹⁸ 稲城市ホームページ「市政の情報」

2-5-3 稲城市による南山事業への関与

■交通網整備

南山事業において、3本の都市計画道路が決定されている(道路: $7\cdot 4\cdot 5$ 号東長沼矢野口線(幅員 16m、延長 720m)、 $3\cdot 4\cdot 12$ 号読売ランド線(幅員 $12\sim 18$ m、延長 1280m)、 $3\cdot 4\cdot 16$ 号稲城南多摩線(幅員 18m、延長 786m))。市道が 1 本、都道が 2 本である。

南山における山間道路建設については、1981 年には既に計画されていた。道路建設の目的は、1981 年の時点では平坦地部分の既成市街地と平尾、坂浜地区の結び付きを強化することだとされている(稲城市,1981)¹⁹。しかし現在南山事業において計画されている幹線道路は、矢野口、東長沼などの平坦地既成市街地と稲城市に南接する川崎市を結んでいる。さらに稲城市に北接する調布市、府中市に続く規制道路、都心部へ続く高速道路につながっている。そのため、稲城市域内での南北路線の連結というだけではなく、隣接する他市町村との連結が視野に入っていると言うことができる。

また、南山事業区域である丘陵部に向けて、行き止まり道路が複数存在する。それらとの連結も計画されている。市域の既成市街地内部の道路整備という目的も併存していると言える。

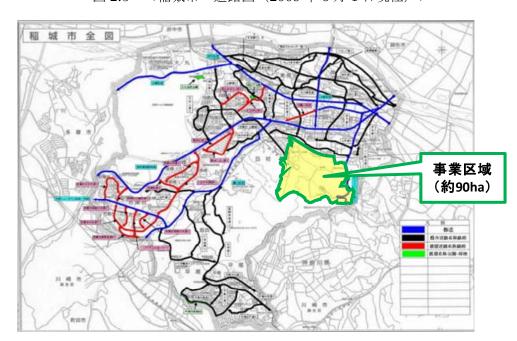


図 2.5 <稲城市 道路図(2009年6月1日現在)>

(稲城市ホームページより引用した図に筆者加筆

http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/machi_zukuri/inagishidoro/index.html)

■公共施設の建設

http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/machi_zukuri/chikukeikaku/tikukeikaku/index.html より引 用。

 19 『稲城市土地利用基本計画調査報告書 昭和 56 年 3 月』(稲城市,1981)には、「多摩 $2\cdot1\cdot1$ 号線では平坦地既成市街地と平尾、坂浜地区の結び付きを強化するには不足している。そこで新たなルートとして多摩 $2\cdot2\cdot8$ 号線、 $2\cdot1\cdot9$ 号線、 $2\cdot2\cdot4$ 号線を結ぶ、丘陵部の開発の骨格道路としての機能も合わせ持たせるルートを提案する」とされている。

南山事業では、稲城市所有の地区公園(仮称:奥畑谷戸公園)の建設が計画されている。

また公共施設用地の設置が計画されている。そこには小学校、中学校、さらに墓地の建設が予定されている。しかし何を建設するかについては公示されていない。

■危険地の解消

南山事業の目的を再度確認すると、そこには以下のように記されている。「本地区は、地区中央北寄りに安全な状態にするための勧告を受けている標高差約 60m 前後の危険な崖地や、崖地の東側に急峻な斜面地がある。また地区東側の都道 114 号は稲城市と神奈川県川崎市を連絡する主要な道路であるが、急カーブや急勾配のある事故多発路線である。本事業ではこのため、これらの危険箇所及び都市軸となる幹線道路の整備改善を行い、地区周辺市街地との連続性を確保し住民生活の安全性の向上を図るとともに、緑豊かな市街地の創出を目的とする。」つまり南山事業では、急峻な崖地、事故多発道路など、事故発生につながる可能性がある危険地を解消することが、主要な目的のひとつとして掲げられていることがわかる。

危険地について具体的に見てみる。

「標高差約 60m 前後の危険な崖地」とは、1960 年代初頭から実施された砂採掘によりできた急斜面のことである。南山事業区域の南北を分けるように、東西に流れている崖地である。実際の砂採掘は専門業者により実施された。その際、採掘跡を放置したため現在の崖地が残ったとされている(聞き取り)。また、丘陵地を掘削するだけではなく、その下部に位置する土地を掘り下げた採掘も実施されていた。そのため、崖地の下部には大きく窪んだ土地が残されている。窪地の近くで遊んでいた子供が、窪地に落ちて亡くなる事故も発生している。

また「崖地の東側」にある「急峻な斜面地」というのは、南山事業区域の東端部に位置する根方谷戸である。南山は元々谷戸地形の丘陵地である。そのなかでも大規模の谷戸が、この根方谷戸である。根方谷戸は1958年9月に発生した狩野川台風時に、大きな土砂崩壊を引き起こしている。当時の土砂崩壊では、多くの民家や田畑が被害を受けた(東京都稲城市,1999:646-651)。地権者のなかには10年に一度の間隔で土砂崩壊があったという印象を持っている方もいる20。

さらに「都道 114 号」とは、南山事業東端部に位置するカーブの多い道路である。この道路が稲城市において事故多発路線として認識されている。しかし、2008 年度の事故状況を確認したところ、この道路上ではない大規模交差点における事故が圧倒的に多い。そのため特に事故が多発している道路ではない²¹。

以上、1970 年代頃から始まる稲城市域の市街地再整備の動向、及び稲城市による南山事業への関与について記した。稲城市は、その全域において土地区画整理事業、地区計画などによる市街地の再整備を行っている。そして南山事業においては、交通網整備、公共施設の建設、及び崖地、急斜面地、事故多発路線などの危険地の解消を目指している。このことから稲城市は南山事業を、1970 年代頃から継続している市街地再整備の一環として捉えていると言うことができる。そのため、稲城市としても南山事業を拒む理由はなく、むしろ歓迎するものとして捉えていると言うことができる。

²⁰ 2009/2/2、矢野口、H.Y.氏(75 歳)への聞き取りから。

²¹ 東京都警視庁のページにて、2008 年度、稲城市において発生した事故の数、場所、状況を確認する ことができる。

http://www3.wagamachi-guide.com/jikomap/map.asp?p=b&l=j&m.x=103&m.y=322&c=139.52075~%2C35.635227&s=20000&d=&j=zen

2-6 南山事業をめぐる現状の問題

以上、南山事業の概要と共に南山事業にかかわっている主体について確認した。それと同時に、稲城市、南山、南山事業が制度上どのように位置づけられているのか、また都市計画のもとでの現在の稲城市の動向と南山事業への関与の現状を確認した。その内容をふまえたうえで、南山事業をめぐる現状を整理する。

組合は、地権者の意向をふまえながら、事業計画内容を少しずつ変更させつつ事業を段階的に進めている。そして事業の進行を妨げないために、種々の調整作業を行っている。主要な調整作業として行っているのが、仮換地指定と共に、南山事業に対して意見を主張している「守る会」、「史蹟の会」、「連絡会」などの市民活動団体への対応である。

そのなかで組合は、「守る会」、事業協力企業と共に、南山事業において建設予定の地区公園に関する計画を検討している。そこでは、どのような公園を作るか、どのような管理をするかが検討され、そのそれぞれに市民主体がどのように参加するかということが大きなテーマとなっている。現在、公園計画に関する合同協議会が開催され始めている。事業協力企業も、組合だけではなく「守る会」とも積極的に交流、議論をもとうとしている。

稲城市も組合による南山事業が滞りなく進行するように、事業が実施される地域の行政主体としての 関与を続けている。組合、事業協力企業、「守る会」による合同協議会にも、行政主体として参画して おり、建設予定の地区公園については指定管理者制度の導入も示唆している。

一方「守る会」は、南山事業に対して全面反対を主張するのではなく、開発をするなかで南山を最大限残す活動を続けており、そのなかで折衷案として「コモンズ付き住宅」案を提出した。しかし現在のところ、彼らの提案が事業計画図面上において反映されたことはない。「守る会」は「コモンズ付き住宅」案の具体的内容の検討をくり返しながら、その実現を目指して組合への提案を続けている。

しかし彼らの現在の主要な活動が、先述の公園計画である。彼らは、地権者以外の市民が南山事業で残される「緑地」についていかに主体的に関与していくかという目的をもって、公園計画をその実践の場のひとつと考えている。

また「史蹟の会」は事業計画区域内の史蹟を残すことを目的に、現在も活動を続けている。その活動は、「連絡会」と合同で行うものも多い。具体的な活動内容としては、南山内で発掘された史蹟の見学会などと共に、事業計画内容に対する異議申し立てのための東京都議会、稲城市議会への請願署名活動が主要なものである。

このように、地権者の代行として事業進行を担う組合、事業協力企業、稲城市と、「守る会」、「史蹟の会」、「連絡会」という市民活動団体が、それぞれの立場において異なる意見を主張している。そして、それぞれの主体が複層的に交流したり影響しあったりしている。それと同時に、南山事業はひとつの首都圏における住宅地開発事業であるため、住宅産業という大市場の動向、及び社会全体の市場経済の動向の影響を強く受ける状況下にある。

事業としての採算性をとろうとする地権者、組合、協力企業は、住宅産業市場、及び市場経済の動向に対しより敏感に対応せざるを得ず、事業内容の決定について経済性に大きく重点が置かれた判断が下されやすい。

以上のような現状があるなか、2-4 で述べたように、南山は東京都、及び稲城市の制度上において、 丘陵地に残る特徴的な「緑地」として積極的に保全することが求められている。しかし同様に、南山は 市街化する土地としての位置づけが優先されている。したがって、丘陵地に残る特徴的な「緑地」としての保全、及び整備は、市街化を図るなかで配慮すれば良いとされている。それゆえに、稲城市も市街地再整備を図る土地の一部として南山という「緑地」を捉えている。また南山事業の環境影響評価においても、建設予定の地区公園を拠点「緑地」として種々の「緑地」を連続的に配置することで、南山に対し「緑地」としての配慮が実現できるとされている。

しかし、そのような対応によって、南山という「緑地」への配慮ははたして十分に行われることになるのだろうか。

以上の課題について検討するため、南山事業をめぐって意見を主張し合っているそれぞれの主体が現在まで南山という「緑地」とどのようにかかわってきたのかについて、詳細に描き出す。

- 3 南山とひととのかかわり
- 3-1 稲城市の市街化のなかでの地権者と南山の開発

3-1-1 戦前まで

■稲城市の市街化の始まり

稲城市は東京都都心と神奈川県川崎市などの工業都市を結ぶ経由地に位置づき、戦前から鉄道が通る など市街化が徐々に進行する地域だった。

1918年、多摩川を横断する多摩川渡船(矢野口の渡し)が開通した(東京都稲城市, 1991b:772-774)。 そして 1919 年には稲城村(当時)に電気が通った。また 1920年に、建材としての多摩川の砂利を運 搬することを目的として、私鉄である多摩川砂利鉄道が設立された(東京都稲城市,1991b:783-785)。 これが現在のJR南武線である。この鉄道が 1927 年、稲城村(当時)まで延長された。さらに 1930 年 に鶴川街道の拡張(東京都稲城市,1991b:796)、1932年には稲城市域にある三沢川の護岸工事、川崎 街道の新道建設工事などが実施される22など、市街地のインフラ整備が少しずつ実施された。そして戦 争色が強まる 1937 年、日中戦争の影響を受け、大丸地区の丘陵地に陸軍火工廠火薬製造所の建設が開 始され、その翌年には操業が開始された(東京都稲城市,1991b:801-808)。これは稲城市域の丘陵地に おいて、建設物を伴う最初の開発事業である。また 1940 年代には多摩川を横断する是政橋の開通、村 立稲城病院の設置、第一、第二小学校、稲城中学校(現・第一中学校)の設立などの施設整備も進めら れた。

■地権者と南山の利用

戦前までの稲城市域は、水道、ガスが開通していなかったため、生活における燃料は薪や炭であり、 農業においても肥料として落ち葉から作るたい肥が使用されていた。

そのなかで、南山は地権者にとって、いわゆる里山23であった。地権者は生活するうえで必要だった 薪や炭の燃料として、南山で採取した材木を使用し、たい肥を南山で採取する落ち葉から作っていた。

「(筆者注:農閑期の冬に山で)一年の燃料を採った。木は薪に、くずはたい肥に。雑木は全部燃料 にしていた。のこぎりを手で引いて大変だった」24

また、平地部の農地で栽培していた作物は生計を立てるための販売用が主だったため、自家用野菜の 多くは山のなかの畑で栽培していた。その種類はさつまいも、麦、陸稲、粟、あずきなど多様であった。 他にもきのこや山菜も採取していた。畑の場所は基本的には山のなかの平坦な場所だった。しかし丘陵 地地区の住民で平坦な土地をわずかしか所有していない人は、斜面地でも可能な場所には畑を作ってい た25。

²² 詳細は「稲城市ホームページ 稲城市郷土資料室 歴史展示室」を参照。

http://www.city.inagi.tokyo.jp/shoukai/rekishi/kyoudosiryou/sensou jidai inagimura.htm

^{23 『}広辞苑』における「里山」の定義は「人里近くにあって人びとの生活と結びついた山・森林」であ る。「里山」という言葉の生成とその用法の変遷については、丸山(2007:2-17)を参照。

^{24 2008/1/16、}百村、U氏(82歳)への聞き取り調査から。

²⁵ 稲城市域には現在10の集落がある。そのうち3つは多摩ニュータウン地区に属し、新たに生まれた 町である(向陽台、長峰、若葉台)。平尾は、1960年代初頭に入居が開始した団地区域である。それ 以外の6つの集落は明治時代以前から存在してきた区域である。そのうち多摩川沖積地である肥沃な 土地にて田畑を作ってきた区域は、東長沼、矢野口、押立である。それ以外の主に丘陵地に位置する

また、山の土地を持たない地付き層は、大きな土地を所有する地権者に賃金を支払って、薪や炭の採取、落ち葉の採取(くずはき)をさせてもらっていた。

「(筆者注:南山は)谷戸と山しかない。谷戸が埋まったところが畑になってる。さつまいも、大根、蕎麦、陸稲、麦を作った。~中略~(筆者注:南山は)元々は手を入れたところ。~中略~山の木は(筆者注:人が手を入れた)歴史そのもの。~中略~生活の中の歴史が残ってる。」26

このように、南山で採取する燃料や肥料は、生活において必要であった。つまり地権者にとって南山は、日々の生活において必要な資源を調達する場所だったのである。

また、南山のなかの畑作業や採取作業は大変な労力を要したので、大人が単独で行く場合もあったが、 子どもと登って一緒に作業することが多くあった。子どもは親の作業の手伝いをしながら、色々な植物 や動物を覚えたり、一緒に遊んだりしていた。

「なだらかだった。~中略~クリの木があった。~中略~野鳥がたくさんいた。ホウジロ、メジロ、コジュケ、あらゆるものがいた。きれいな声。~中略~冬は山場、夏は川遊びした。魚とり。~中略~遊ぶとき、なわばりがあった。西坂²⁷を境に(筆者注:遊ぶ場所が)分かれていた。~中略~(筆者注:野鳥について)ありとあらゆるものがいた」²⁸

「根方谷戸でカニ取った。山の中の湧水は、昔の貝塚だったことがわかる。サワガニを取ったりした。 ~中略~(筆者注:湧水が)湧いてた。泳いだり、魚採ったりした。~中略~子供時代、ウサギ、コ ジュケ、ホオジロ。~中略~山でチャンバラしたり。~中略~道路あって、松があって、結構いい風 景。」²⁹

南山は雑木林が拡がっていたため、多様な種類の植物が育ち、それを求めて多くの野鳥が生息していた。そのため南山でも里に近い場所で、植物で遊んだり、野鳥を見たり捕まえたりすることは、地権者にとって楽しい遊びであった。

また、南山は急峻な谷戸がひだ状に入る丘陵地であり、山道はあるが整備された農道はない。またその地質から、現在も小さな土砂崩れが発生する場所もあり、子どもがひとりで登るには危険な場所である。それでも南山が生活を支える場所であったため地権者は利用していた。

区域は、坂浜、百村、大丸である。前者は「コウチガタ」、後者は「ヤマガタ」と呼ばれていた(東京都稲城市,1999)。「ヤマガタ」は平地に大きな土地を所有する家が少なかった。そのため、丘陵地内でもできるだけ多く開墾していた。特徴的なものとして、「ヤマガタ」には陸稲を栽培している農家がいた。水稲と比較すると味の質は非常に低いものであったが、水稲を栽培することができる農地面積が少ないため、味の質にかかわらず栽培していた(2008/2/11、百村、K.氏(88歳)への聞き取り調査から)。

- ²⁶ 2009/2/2、東長沼、M.M.氏への聞き取り調査から。
- 27 西坂は、南山の南方奥部まで続いていた坂であり、急な上り坂だったそうである。
- 28 2009/2/2、矢野口、H.Y.氏 (75歳) への聞き取り調査から。
- ²⁹ 2009/2/2、東長沼、M.M.氏への聞き取り調査から。

「南山は入りにくい山だった。~中略~でも百村30の人は使っていた。道が無くて大変だった。」31

「畑に行くのは大変だった。坂が急だった。」32

「もう利用してない!もうすごい、利用してなかった。だってもうねーいいですか。こっちの奥ヶ窪 33とかこういう石名坂34なんてね、私んとこなんかねだいたいそのね、この青渭神社、この近くなんだよな。ここ(筆者注:奥ヶ窪付近の山)まで行くのにね、ほら車なんかなかったでしょ昔はリヤカーでしょ。1時間かかった。片道。そこまで行くのに。ずっと山道登っていかなくちゃいけなかったから。1時間かかった。~中略~畑が少しあっただけ。だからほとんどね、人が近づかないとこだったよ。畑があった人とか、ん一畑が少しあってそれ耕作してる人がいるってだけでね、あとはほら、あの今みたいにさ、あちこち山登りとかあんでしょ?あんなん全然なかったから。もう昼でも暗いところだったもん。」35

これらの語りから、急峻な地形であるにもかかわらず南山を訪れていたことがわかる。平地の所有地が少ない地権者は、丘陵地の土地も平地の土地と同じように利用していた。しかし平地部に十分な土地を所有している地権者であっても、燃料用の材木やたい肥用の落ち葉など、山でしか採取できないものを求めて南山を訪れていた。

また、「山に入るときは必ずしょいものしてた。手ぶらで山行くなと父親から言われてた。行きはたい肥をしょって、帰りはいもをしょって。」³⁶と語るように、山に登る機会を無駄にしないという意識が継承されていたことがわかる。他にも、リヤカーを引いて山に登るときは東側のなだらかな坂を利用し、そうではないときは傾斜が急だけれども短距離で登ることができる坂を利用するなどしていた。

山を利用するときのルールは特になかったと言うが、山のなかには道らしい道はなく、唯一あった暗 黙のルールが境界を守ることだった。そのため、境界を示すものが必要だった。

「まーでもね、よそのさ、木を切るわけにもいかないじゃないね。だけどその時分はね、あの、もちろんほら昔からの山でしょ。こういう宅地の場合、低い杭があんじゃない。矢印がついたりね。そういう杭がないのね。であのウツギって言ってね、木があったのね。それが境らしく植わってたのね。」37

「ウツギ。~中略~育つとだめだから。(筆者注:境界が)大木だと不便」38、「境界は大事。~中略

³⁰ 百村はヤマガタと呼ばれる土地であり、丘陵地もより積極的に使用していた。脚注 を参照。

^{31 2008/1/16、}百村、U氏(84歳)への聞き取り調査から。

^{32 2008/2/11、}百村、K氏(88歳)への聞き取り調査から。

³³ 南山、南側奥部の地名

³⁴ 南山、南側奥部の地名

^{35 2007/11/16、}東長沼、S氏(64歳)への聞き取り調査から。

^{36 2009/1/12、}東長沼、S.K.氏 (87歳) への聞き取り調査から。

^{37 2008/7/1、}東長沼、M.S.氏 (81 歳) への聞き取り調査から。

^{38 2009/2/2、}東長沼、M.S.氏 (81歳) への聞き取り調査から。

~ (筆者注:ウツギを)整備しなくちゃいけなかった。」39と語るように、ウツギを利用してきちんと整備し、境界を守ることが意識されていた。南このように地権者は、平地と比べて利用するのが困難な地形であるにもかかわらず、山の地形に合わせて工夫を凝らしながら南山を日常的に利用し頻繁に訪れていたのである。

以上に見たように、南山は地権者にとってなくてはならない場所であった。

3-1-2 戦後の農地解放と近代化

■稲城市の市街化の発展

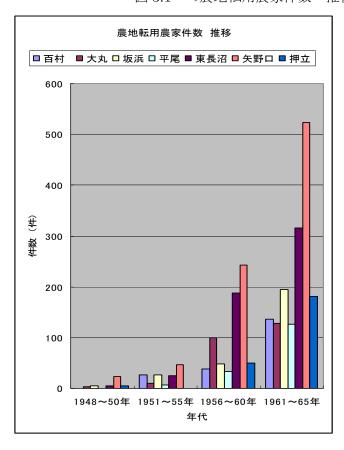
そして第二次世界大戦終了後、GHQ の指導のもとに全国で実施された農地解放により、稲城村(当時)でも地主小作制が解体され、自作農が増加した。しかしそれらの自作農は5万以下の農家が総戸数の約35%を占めるように、経営規模の小さな零細農家が多かった(東京都稲城市,1991b:608)。そのため、農地解放後の市域の農業は、商品作物化が一層進行することとなった。そのなかで、商品作物として果樹、特に梨の栽培が盛んに行われるようになった(東京都稲城市,1991b:608-610)。

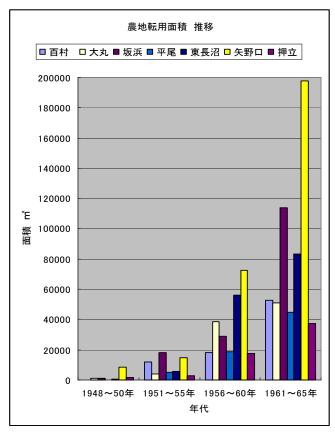
そして戦後の 1940 年代末から、市域において農地転用が始まった。1948 年から 1950 年の間で 44 件、13,260 ㎡ (1.33ha)、1951 年から 1955 年の間で 152 件、61,505 ㎡ (6.15ha)、1956 年から 1960 年の間で 70 件、250,248 ㎡ (25ha)、1961 年から 1970 年の間で 1,605 件、580,618 ㎡ (58ha) の農地が転用された。さらに農地転用は、沖積地である平地部において急激に進行した。また、農家総数は 1950 年に 710 軒、1955 年に 660 軒、1960 年に 658 軒、1965 年に 613 軒と減少している。そのなかで、専業農家数は 1950 年に 495 軒、1955 年に 481 軒と漸減し、1960 年に 245 軒と急激に減少している。同時に第一種兼業農家数が、1950 年に 149 軒、1955 年に 91 軒に減少している(東京都稲城市、1991b:636-641)。

_

^{39 2009/1/24、}東長沼、T.K.氏(77歳)への聞き取り調査から。

図 3.1 <農地転用農家件数 推移表、農地転用面積 推移表>





(東京都稲城市,1991,『稲城市史(上)(下)』をもとに筆者作成)

上記の内容から、特に高度経済成長期において農地転用面積の増加、専業農家の減少、兼業農家の増加が大きく生じたことがわかる。これは高度経済成長による農業の衰退、及び市域の宅地化が進行し、稲城市域全体の市街化が進行したことを表している。また各農家が個別に農地転用を行ったこと、大規模な住宅地開発が実施されなかったことから市街化はスプロール的に生じた。同様の動向は全国的にも生じたものであり、結果的に「「農住混合」市街地」(新井, 1978:180)が形成された。

新井は、当時の市街化の状況について詳細に述べている。「分散的でかつ零細な地片を所有する農家が自己の所有する農地を売却・転用するか否かは個々の農家経営の状態いかんによる。それゆえ、一定範囲の農地が一挙に転用されるということはむしろまれで、分散的な転用の累積が「農住混合」市街地を作り出してゆくのが常態であるといえる。これは、適切な都市計画によって新興住宅地と「生産緑地」とを合理的な道路計画や水路計画と組みあわせるというような意識的な努力がないかぎり、住宅地と農地の両方にとって環境の悪化をもたらすことになる。現実には農地のなかに虫食い的に住宅地が作られ、前者の生産環境と後者の生活環境がともにむしばまれていることが多い。また、市街化の進行にともなう地価の上昇が残存農地の売却・転用の機会を制限し、有効適切な近郊農業政策が欠如していることとあいまって兼業農家による市街地の中の資産保有的な農地所有をよぎなくさせている。その農業生産機能の回復と、あくまで資産保有的所有に固執する都市地主化した「農家」に対する適切な措置は、今後の重要な課題である。」(新井、1978:186)さらに農地を売却した農家による代替地の取得と大手不動産資本の土地取得の動向との連動による農地価格の上昇が原因となって、真に農業経営の維持を意図する

農家の代替地の取得を困難にし、土地需要の新たな拡張を助長する状況を生むとしている(新井, 1978:186)。このように、高度経済成長期における農地転用の増加は、当時の社会状況のなか、農家にとってそうせざるを得ないような形で生じたものだったと捉えられる。

■地権者と南山の非利用化

高度経済成長によって近代化が進行するなか、稲城町(当時)においても 1960 年代にガスや上下水道が普及し(東京都稲城市, 1999b:667-668)、生活燃料としての薪や炭の採取を行っていた地権者の生活形態が一変した。つまり、燃料や肥料のための材木、落ち葉採取や自家用の野菜栽培を南山で行う必要が無くなったのである。その結果、地権者にとって南山は日常的に利用する場所ではなくなったのである。

「ガスが発達しちゃったから木を切らなくなってきた。~中略~どうやら(筆者注:木を)切らなく ても生活できるから。」40

さらに、南山の急峻な地形も地権者の非利用化を後押しした。

「登るのは大変だった。何人か畑作る人いたけども。~中略~若い者は兵隊に出された。収穫物を持って帰るのが大変だった。~中略~投げちゃう人(筆者補足:南山内の所有地を売る人)が多かった。~中略~戦後すぐ、昭和14か15年頃、耕作する意識がなかった。~中略~道らしいものは無かった。」

またこの時期、若い世代が都心部へ働きに出るようになり、急峻な地形の山に登って作業する労働力が減少した。このことも、南山の非利用化を後押しする要因のひとつと考えられる。

このように、それまで利用されていた南山のなかの場所が、利用されず放置されることになった。 現在も地権者が畑を作っている場所が数か所あるが、その数、面積はわずかである。その他は資材置 き場として利用するだけの場所や、全く利用せずに放置されている場所が大半である。

3-1-3 高度経済成長期以降

■稲城市の市街化の拡大

高度経済成長期の 1960 年代以降、稲城市域への工場進出が始まった。そして多摩川沿いの平地部に、工業地域が形成された(東京都稲城市, 1999b:645)。

そして稲城市域内の南山が位置する丘陵地とは別の丘陵地において、大規模な開発事業が進行した。 1962年、百村地区の丘陵地に多摩カントリークラブが開場した。そして 1960年代後半、平尾地区において東京都住宅供給公社が平尾団地の造成を開始した。平尾団地の入居は 1970年に開始された。平尾地区の世帯数は、わずかに増減を繰り返しながらも長期的には増加傾向にある。人口もわずかな増減を繰

^{40 2008/1/16、}百村、U氏(82歳)への聞き取り調査から。

^{41 2008/1/11、}百村、I 氏への聞き取り調査から。

り返しているが、長期的には1990年前後をピークに減少傾向にある42。

1971年には、百村、大丸地区の丘陵地が多摩ニュータウン事業稲城地区として事業参入することが決定された。そして 1983年に造成工事が開始し、1988年に向陽台、1995年に長峰、1999年に若葉台地区の入居が開始した⁴³。入居の翌年から実施されている統計では、3地区における世帯数、及び人口共に増加を続けている⁴⁴。

■南山が位置する丘陵地の開発

そして稲城市域内の別の丘陵地の開発と時期的には前後するが、南山が位置する丘陵地においても同様に大規模な開発事業が実施された。

南山事業区域の南側において 1961 年、よみうりゴルフ倶楽部が開場され、東側において 1962 年、よみうりランド(遊園地)が開園された。さらに、西側においても 1964 年、東京よみうりカントリークラブが開場された。遊園地の面積は約 70ha、2 つのゴルフ場の合計面積は約 330ha である。

開発主体である株式会社よみうりランドは、一連のレジャーランド建設計画を 1957 年当初から構想していた。そして川崎市菅地区と稲城町(当時)にまたがる対象地、約 400ha を 4 年間かけて買収した。 用地買収のとき、この地区の公図は登記所が戦災を受けたことにより存在しないことが判明した。しかし公図が無いことが問題にならなかった。その理由は、この地区が「東京のはずれの山村で、しかも江戸時代以来、移動がなかったこともあり、あまり関心をもたれていなかった」からだとしている。

稲城町(当時)において株式会社よみうりランドによる用地買収に積極的に協力したのが、当時の町長だった。同時に、有力者も企業の意向を理解して協力し、一括交渉による買収契約が順調に進行した。「都市化が進むなかで、残された地域をいかに有効に利用するか、有志たちが集まって稲城開発連盟を組織して真剣に地元の将来を考えるグループが生まれたのもこのころ」だった。対象地内には農地もあり、当時は農地以外への転用は許可されていなかった。しかし地権者は「大都市近郊の農村では、農地法を忠実に守っていては有効な開発はできぬという意識」を強く持っており、代替農地の造成を行うことにより農林省(当時)も納得させ、ゴルフ場への転用の許可を得た(よみうりランド社史編纂委員会,1999:77-81)。

また、南山の地層を形成する稲城砂は良質な建材として重宝されるものだった(東京都稲城市, 1991b:827-828)。そのため 1964 年の東京オリンピック開催直前の頃から、南山の北側にあった亀山での砂採掘が始まり、東京オリンピック開催のためのインフラ設備建設の際の建材として利用された。「亀山会(キザンカイ)」と呼ばれる地権者組織が結成され、第一期から第四期にわたる砂採掘事業が順次実施された。第四期事業において、2008 年に閉鎖されたスポーツ広場の場所の砂採掘が実施された。

また 1971 年には、京王電気軌道(現・京王電鉄株式会社)相模原線の京王多摩川駅―京王よみうりランド駅間が開通し、ついで 1974 年、京王よみうりランド駅―京王多摩センター駅間が開通した。この路線は 1916 年に調布駅―多摩川原駅(現・京王多摩川駅)間が開通された誕生していたが、その後長い間路線延長が実施されなかったため、やっと延長がなされたことにより都心部へのアクセスは大きく向上

_

⁴² 脚注8と同じ。

^{43 1998} 年現在の面積は、向陽台が 94.0ha、長峰が 66.8ha、若葉台が 131.8ha である (「統計いなぎ: 地域別土地面積」http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/toukei/17nendo/no1/index.html を参照)。

⁴⁴ 詳細な数値は「稲城市ホームページ 統計いなぎ」を参照。

http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/toukei/17nendo/no2/files/2.jinnkou.pdf

した。

この京王相模原線稲城駅が建設された場所が、キザンヤマ(亀山)、南山が位置する丘陵地の西端部であった。そのため稲城駅建設地として、1960年代から京王電気軌道(現・京王電鉄株式会社)による丘陵地の土地取得が実施されていた。

■地権者と負担になる南山

そして、高度経済成長期を中心に稲城市域の丘陵地における開発は増加した。地権者は利用価値のなくなった南山において、積極的に開発事業を受け入れ実施してきたことがわかる。この時期に南山という丘陵地は、開発する場所としての認識が地権者のなかに生じた。そのため 1968 年に新都市計画法が制定され、全国の都市計画区域内において市街化区域、もしくは市街化調整区域への線引きが実施されたとき、南山を将来的に開発したいという地権者、及び稲城市の意向があり、1971 年に市街化区域指定を受けることになった。つまりこの時点で南山は 10 年以内の開発を実施する区域となったのである。南山の地目は当時、約8割が山林、約2割が畑であったため、南山の地価は低く課税金額も高いものではなかったと地権者は語る。それでも将来的には開発をする必要がある場所という認識が、この時期から地権者の頭のなかにはあったのである。

また、丘陵地の開発のなかで実施された砂採掘の跡地が、傾斜角度が垂直に近い崖地とその下部に位置する大きな窪地として現在まで残っている。これらの土地はその地形が原因で、何にも利用することができない土地として地権者は認識している。この崖地の存在も、地権者が南山を開発したいと考える背景のひとつにある。ただ現状この崖地付近の土地は個人地権者も所有しているが、大半の部分は企業Mが所有している。それは、1970年から 1980年代にかけて企業Mが計画していた「ビバリーヒルズ構想」という住宅地開発を実施するために取得したからである45。

さらにまた別の背景として税負担の問題がある。都心部を中心とする都市開発が進行するなか、稲城市域全体における開発の進行、及び市街地の拡大、また線引きによる市街化区域指定により、南山の地価は上昇した。地価は南山内の位置によって差はあったが、地価上昇に伴って南山への課税金額が大きく上昇した。その結果地権者にとって南山は、生活において利用しなくなったにもかかわらず高額な税負担を強いられるだけの場所という認識が付け加えられることになった。そのため地権者は南山を、将来的に開発をする土地というだけではなく、いつでも土地資産として処理できるような形、資産価値のある土地に早急に開発する必要があると認識するようになった。

そして南山が市街化区域指定された 1971 年、住宅公団(現・独立行政法人都市再生機構)による住宅 地開発計画の話が上がった。しかし地権者はそれに対して強く反対し、計画を中止させた。

45 企業 M は開発計画を実施するため、土地を少しずつ取得していた。しかしそのとき取得できた土地は 崖地、及び崖地周辺部分であった。そのため、企業 M は一地権者として現在の南山事業に参与してい る。

表 3.1 <稲城市及び南山における開発の変遷>

南山の開発経緯		稲城市の開発経緯
	1889年 稲	I城村、誕生
		有武鉄道、開通(川崎~登戸~大丸間)
		有武鉄道、開通(大丸~分倍河原間)
		三沢川の護岸工事、川崎街道の新道建設工事など、実施
		を軍火工廠火薬製造所(大丸の丘陵地)、操業開始
		有武鉄道、国有化
		と業Yによる用地取得開始
		丘陵地を畑として開墾
		T版地と加工して開業 T版村に農地委員会設置、農地改革開始
		明教刊に展地委員会設置、展地改革開始 農地改革とならび農業協同組合が設立
		長也以半となりい辰未 励円和 ロハ 政 生 農業技術改善、共同施設の設置・購入、土地改良、販売事業、金融事業などが行われた)
		_{最来技術} 改善、共同施設の設置・編入、工型改良、放売事業、金融事業などが打われた) 3 摩村の南押立および常久地域の一部が稲城村に合併
		マウブ勧告により町村合併が勧められ、南多摩郡でも町村合併が検討されたが、
		城村は独立の姿勢を取り続けた
		この頃、農地改革ほぼ完了
		!果として、耕地面積の約36%が開放され、小作農家の比率は激減
		れにより地主制は解体、自作農かの土地所有体制が確立
		領域町誕生(人口増加を受けて)
		守野川台風により丘陵地土砂崩壊
		こみうりゴルフ倶楽部、開場
	1962年 よ	こみうりランド、開園。多摩カントリークラブ、開場
	1963年 亀	<u> </u>
	1964年 東	東京オリンピック アルファイ アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア
	東	東京よみうりカントリークラブ、開場
	1965年 多	3摩ニュータウン計画、決定
	1970年 平	· 『尾団地入居開始
南山、市街化区域指定	1971年 稲	f城市政へ(東京都の25番目の市として)
住宅公団による開発計画、中止		3摩ニュータウン稲城地区事業、承認
山砂を業者が採取		
→業者は途中撤退し今の崖地が残る		
三井不動産による用地買収進む		
二月十岁庄1000月7日天代之七		京王線が多摩センターまで開通(稲城駅、若葉台駅の開設)
南山全域における企業Mによる宅地開発計画、一時中断		(工事な)が存むが、6、1月週(旧が場代、日来日野(い)月成)
(矢野口、東長沼、百村、坂浜:144haの区画整理計画、保留地にハイテク産業誘致計画)	1007-	
(八五百、不及(1) 日11、次(八) 111000年日正在旧日、外田市(2011) 7注末期从旧日/	1988年 向	向陽台地区、入居、開始
2月、南山東町工地区画壁埋租立竿棚云が設立 7月、南山東部土地区画整理事業基本構想		長峰地区、入居、開始
/月、刊山宋 中上 地合画 定任 学 未 本 个 情 心 (地権者数: 230人、保留地を府中市の墓地に予定。減歩率65.5%)	1990牛 女	X呼地区、八伯、州阳
	1007年	
矢野口、東長沼の地権者の94%が仮同意		*
士儿士前此序序示称而进进入 2027 上		5葉台地区、入居、開始
南山東部地区区画整理準備会が設立	2001年	
3月、「環境影響評価書案—南山東部土地区画整理事業—」、発行		
4月、「南山東部土地区画整理計画」発表	205-5-5	7 ft L
		3摩ニュータウン、UR事業、終了
東京都より認可=都市計画決定		
4月、南山東部地区区画整理組合が正式に設立		
6月、都市計画道路3路線、地区公園の都市計画決定		

(東京都稲城市, 1991,『稲城市史(上)(下)』,組合資料,聞き取り調査内容をもとに筆者作成)

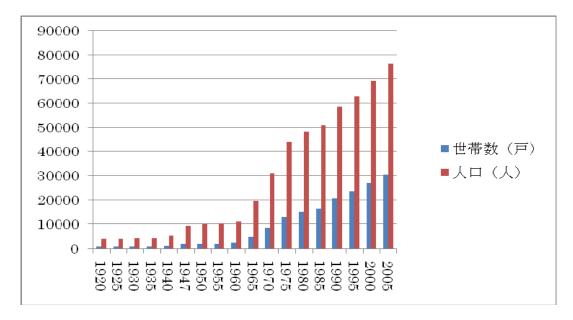


図 3.2 <稲城市 人口及び世帯数 推移>

(稲城市ホームページ「統計いなぎ(18年度)2.人口」

http://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/toukei/17nendo/no2/index.html をもとに筆者作成)

3-2 南山の開発動向と「守る会」の活動

居住する市域のなかにある山や農地、川などの自然で子どもを遊ばせたい、という思いから 3 人の主婦が集まり、1985年に「稲城の自然と子どもを守る会」(以下、「子どもの会」)を結成した。

「稲城は自然がいっぱいあるけど遊び場がない。学校から山に入っちゃいけないってチラシが入ってきておかしいと思った。なんでって思った。それに反抗して山に入ってた。身の回りに自然があるのに遊び場がない。~中略~公園が稲城はない。公共の公園がないのは農地とか道路があったからだと思う。でも農業がなくなって、畑や農地がなくなって、今日はどこで遊ばせようかって思って困ったもん。~中略~子どもの遊び場はちびっこ広場46しかなかった。それしかなかったからしょうがなかった。でもそれすらなくなってきた。で山の中で遊ぶようになった。~中略~でも山があるけど、遊び場がない。道路や畑家の中、用水路、遊ぶなって言う人がいる。道路や空き地も公共地と私有地しかない。」47

これは、「子どもの会」当時からのメンバーの言葉である。もともと「子どもの会」のメンバーは、公園など子どもが遊ぶ場所が稲城市域には少ないという問題意識を持っていた。その問題意識から、子どもが市域で遊べる場所を作りたいということが活動の出発点にあった。そのため「子どもの会」は活動のなかで、稲城市域の公園の利用実態や、どのような公園で遊びたい、遊ばせたいと思っているかなどについて、子どもを含めた稲城市域の住民を対象に公園調査を行っていた。

⁴⁶ 畑に土を入れて遊具を設置した子ども用の広場である。これは畑を市に貸す代わりに税金を免除されて公園にした場所である。

^{47 2009/3/29、}矢野口、K.K.氏への聞き取り調査から。

実際に、2007年4月1日現在、市域の公園緑地面積は合計934,291 m^2 (93.4291ha)である。人口79,865人の一人当たりの面積は、11.7 m^2 である 48 。これは、東京都の他市区と比較しても高い水準である。しかし、彼女たちは少ないという認識を持っていた。

南山での遊びや活動を続けていた彼らは、あるとき、南山が開発されるらしいということを知った。 その知らせは彼らに大きな衝撃を与えた。そしてその直後の 1985 年に、"守る"という名前を付けた「子どもの会」を立ち上げた。そして子どもと遊ぶ活動と並行して、南山の開発計画49に対する反対活動を開始したのである。このときの開発計画は、地権者間の意見の不一致が原因で中止された。その後もしばらくは南山の開発計画は明確に定まらなかった。しかし 2001 年、現在の南山事業が正式に公表された。それを受けて、彼らは「子どもの会」を母体とし、南山を残すことを活動の最大の目的とした「守る会」を設立した。

「子どもの会」で活動をしていた頃は、地権者側に対して全面的に反対を主張していた50。しかしメンバーのなかに、他の地域で同様の開発事業に対して全面的に反対を主張する活動をしていたが、結局その活動は開発事業に対して何も影響を与えず結果的に開発対象地が失われた経験をもつものが複数人いた。この経験から彼らは、2001年に正式に南山事業が公表されたことを機に「守る会」を発足する前の頃から、地権者と積極的に話し合うことを重視してきた。

また彼らは同時に、反対活動以外の活動や個人的な遊びを通して、地権者を含めた稲城の農家との交流を続けてきた。「守る会」は活動のなかで、田畑、梨園、牧場などを頻繁に訪れ、見学や作業体験をさせてもらったりしていた。そこで農家とのやりとりを彼らは行っていたのである。

そしてそのなかで、稲城の農家が農業を続けたいと思っていること、しかし地域社会の状況が変化するなかでそれが困難になってきたこと、また所有する土地にかかる高額な税負担が原因で農地を手放さざるを得ないかもしれないという状況を知った。そして直接地権者と話すなかで、南山を所有するための税金が地権者にとって大きな負担になっていること、そのために梨園を手放し、梨業を継続できなくなるかもしれないということを知った。そのため彼らはただ事業に対して全面的に反対し、高額の税負担を強いて南山を現状のまま所有し続けることを地権者に強要するのは間違っている、と現在も「守る会」に残るコアメンバーは判断した。また、彼らは自身が現在住んでいる場所もかつては山や農地だったことを認識している。

「金を出さない人が好き勝手やってる。冷静になると、とんでもないことをしてるのかな、と。~中略~自分たちが住んでるところも、山を削ったところ。でもこっち(筆者注:南山)は削るな、とうのはエゴ。当事者意識を持とうというスタンスが守る会。」51

そして、この認識にもとづいたうえで活動しようということを、彼らは考えたのである。

その結果、地権者による開発事業を受け入れ、開発事業を実施するなかで南山を最大限残す活動に転換したのである。

⁴⁸ 稲城市ホームページ「公園・緑地のデータ」

http://www.city.inagi.tokyo.jp/kurashi/midori/kouen/data/index.html を参照。

⁴⁹ このときの開発計画は、1987年の「稲城南山土地区画整理事業」である。

⁵⁰ このとき計画されていたのは、1987年の「稲城南山土地区画整理事業」である。

^{51 2007/1/8、}百村、S.T.氏への聞き取り調査から。

表 3.2 <組合、「守る会」、活動の変遷>

時期(年)		「守る会」の活動	「守る会」+組合の共同活動	南山における事業の動向 (地:地権者によるもの)
F1791(-F7		· 1 @Z] •//[3]		(1971)南山が市街化区域指定
~1986				(1971)日本住宅公団による開発事業計画
		(1985)「稲城の自然と子どもを守る会」		企業Mによる「ビバリーヒルズ構想」計画
	全	(1987)緑化基金条例の制定要求運動		(1987)地:「稲城南山土地区画整理事業」計画
	面	(1007) 杨阳坐亚水(7)07间及文约处场		(1993)「南山土地区画整理組合設立準備会」設立
1987~		(1995)陳情署名運動		(1888)
2000	対	(2001)「南山を東京都自然保全地域に		 (2001.2)地:「南山東部土地区画整理組合設立準備会」設立
	運	指定する事を要望する陳情」、提出するが取	ロリ下げる	[2001.27] 地。用日来即工地包含是空机自放工中调为]放工
	動		, , , , ,	(2001.3)地:「環境影響評価書案」発行
	全		(2001.4)第1回「南山懇談会」、開催	
	面 反 対		(2001.6)第2回「南山懇談会」、開催	
	反	/0004 7\[古山の白鮮ナウス人・※日	(2001.6)第3回「南山懇談会」、開催	
	運		(2001.7)第4回「南山懇談会」、開催	
	動	(2001.9)「子どもの会」、「守る会」連名で陳怜	月音で印俄女に佐山	 (2001.12)地:「環境影響評価書案」縦覧
2001.4~	^勤 + 共同	 (2002.1)「環境影響評価書案」への意見書に	│ - ☆すろ目舩圭	(2001.12/36.1
2002.10		への意見書を準備会、東京都環境保全局に		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- ICLU (2002.4)「準備会」の山崎氏が、菊池氏の	I 職場に行き、
	で		4.20会合の正式な要請書を渡す	798 91-11 C
	検		稲城市区画整理課、「守る会」、「準備会	」との初会合
	討	(2002.7)「守る会」単独でオオタカ調査、開始	1	
	活			(2002.9)地:「環境影響評価書」を東京都が受理
	動	(2002.10)「守る会」がオオタカ営巣木、発見		(2002.10)地:「環境影響評価書」、公示
			整理事業懇談会」(以下、「懇談会」)開作	<u> </u>
	共	(2002.11)「南山市民案4案(以下、市民プラ	ン4案)」、発表会	
	同			
	_杏 で		(2002.12)第2回「懇談会」開催 (2003.1)「守る会」、準備会が合同オオタカ	
	♣検		関する検討会、開催	J前上に
	査、伐採太で検討活動		(2003.3)オオタカの合同調査、開始 (3月	1 月~7月、月2回)
	採計		(2003.8)第一回「環境保全エリア検討協調	
			「守る会」「準備会」、東京都、稲城市が参	参加
2002.11 ~現在	の選定、		準備会は、市民プラン4案を"不採用"と回	
	選干		(2003.10~現在)オオタカに関する会合、	開催
	定っ		(2004.2)第二回「協議会」開催	
	、トウキョウサ、		「里山コモンズ案」、提案	/*** / **
			(2005.4) 最終「協議会」	(2004.10)地:南山事業計画図案、変更
			(2005.4) 取称「励議会」 準備会が「里山コモンズ案」、承諾	
		 (2006.1)事業計画への意見書は直接準備会		 (2006.1)地:南山事業計画、縦覧
		に提出してほしいと要望され、守る会からの		(2000.1/20.1 日子米川日、東京
	サネ	条件をのんで貰う事を約束して、意見書の		
	ソのた	提出をとりやめた		
	才保護 ((2006.3)東京都自然保護条例を通過
		(2006.4)日本不動産学会が南山を視察	(2006.4)「協議会」での検討内容を	(2006.4)「南山東部土地区画整理組合」設立
			遵守するという協議書を調印	
		(2006.6~2007.1)日本不動産学会環境資産	形成研究会との勉強会、開催	
			(2007.2) 担安起生会 門供	
		(2007.8)「オオタカ保全の対策及びコモンズ((2007.3)提案報告会、開催 早全に関する悪望はを東京都環境局に提出	
		(2007.0)・オオアカ体エの対象及びコモン人	*土に関する安全」で来ぶ即環境向に従山 (2007.9)文化財調査のための伐採木、	 (2007.9)地:アセス計画変更届、提出
	<u>**</u> -1		合同で選定	(2007.12)地:事業計画図案、緑地面積が拡大
	1			(2008.2)地:公園予定地に、トウキョウサンショウウオ移植
	タ			のための仮設池を設置
	力 調			(2008.6)地:事業計画変更案、縦覧(緑地15%→18%)
	訶			(2008.9)事業計画変更、東京都から認可受ける

(聞き取り調査内容をもとに筆者作成)

4 多様なひとに付与された南山の意味

4-1 地権者によって付与された意味

4-1-1 記憶に残る町を生み出す場所としての意味

3-3-1 において地権者と南山のかかわりを歴史的に追った。そのなかで、地権者が住宅公団(当時)、及び企業Mによる開発に強く反対し、開発計画を中止させたと述べた。このとき地権者が反対したのは、南山を開発することではなく、一括造成による開発方式に対してであった。彼らは反対する内容を書いた数枚にもわたる手書きの長い請願書を、当時の町長や住宅公団に対して複数回提出している。南山にかかる税負担や崖地の処理など地権者が現在語る南山事業実施の目的を達成しようとするならば、そこまでして住宅公団による計画に対して反対する必要はない。しかし地権者は必死になって反対したのである。

反対した理由は、「緑と住宅が混在したのがいい」と語るように、一括造成によってただやみくもに開発するのではなく、自らの手で自らが理想とする町を作りたいと考えたからである。

「(筆者注:住宅公団により建設された団地は)アスファルトとコンクリート。今のいわゆるマンション形式のコンクリのものだけしか(筆者注:ない)~中略~住宅公団の建てるのはアスファルトとコンクリだけ。~中略~自然の形態の中に(筆者注:住まいがある形式が望ましい)~中略~人が住む環境ってのは、緑と住まいが混在したのがいいと。」52

「(筆者注:多摩ニュータウン事業への参入決定を受けて) 南山も公団がやりたいと言ったが、公団が作った町は「生活の中のまちづくりじゃない。」と言って嫌だ、でやめた。~中略~公団が全部買収してってのはプランニングのまちづくり。そこ(筆者注:新たにできる町)に生活が見えるのが大事。一般的なニュータウンの作り方に、われわれは賛同しきれなかった。」53

つまり、地権者が住宅公団の開発方式に反対したというのは、その工事の方式に対してではなく、住宅公団の開発により作られる町の姿を拒んだからなのである。彼らは日常的に利用しなくなった南山を開発したいと地権者は願っていた。しかし南山をただやみくもに開発したいと考えているのではなかったのである。彼らは南山において、自らが理想とする町を作りたいと考えたのである。そしてその理想の姿とは、住宅公団が1950年代から1970年代頃にかけて作っていたような団地街ではなく、緑と住宅が混在した町なのである。

そして彼らが理想の町について語ったとき、同時に語ったのは、梨の花や桃の花、茅葺きの家があり、 本当に美しかったと懐かしむ、かつての稲城の町の様子であった。

「コンクリ、アスファルトとか、いわゆる千里ニュータウンにしても、30万都市多摩ニュータウンにしても、あくまでも公団のやり方。コンクリの上に人重ねて入れる。今、見慣れた環境だけど、当時の稲城としては、梨の花、桃の花あったし、茅葺きの家もあった。~中略~(筆者注:当時の稲城の町は)きれいでしたよ!~中略~昔はな、道路、水路の悪いところは仲間で直した。今みたいに車通

^{52 2009/5/31、}矢野口、N.Y.氏(78歳)への聞き取り調査から。

^{53 2009/2/2、}東長沼、M.M.氏への聞き取り調査から。

らないって。全部田んぼで、一面れんげ畑だった。~中略~四角い箱を並べるやり方はだめ。できるなら聖蹟桜ヶ丘みたいに、自然の中にあるようなのが作りたい、ということで全面買収には反対。開発に反対したんじゃない。~中略~いわゆる四角の箱の中、ビル群はだめ。戸建てで、近所で話ができる環境がいいなと。~中略~開発は必要。でも公団はダメだなと。それで頓挫した」54

「だからあの一自分なんかがその子供の頃あの南山の山、今あの梨が植わってるあそこら辺は、あんまり梨あんまりなくて。でほーんとにきれいでしたよ。私のイメージ、最初ね、最初なんだったかな、レンゲかな、レンゲか何かが咲いて菜の花が咲いて、で梨が咲いて、あ桃があったな。春どんどんどんどん色が変わっていくんですよ。ほーんとにきれいでしたよ、こっちから見ててね。」55

この地権者の語りからは、地権者が生まれ育ち、生活を営んできたかつての稲城の町の姿が表出されている。かつての稲城の町の姿は、梨や桃の花、菜の花という個別具体的な植物やそれらが織りなす風景と共に、美しい姿として地権者のなかに刻み込まれているのである。それは市街化が進行しすっかり姿を変えた現在の稲城の町で生活しているなかにおいても、薄れることなく強い記憶として地権者のなかに蓄積されているのである。それは地権者が実際に生活を営むという身体を伴った経験をもとに抱いた思いだからこそ、忘れることはなく地権者の記憶のなかに強く残っているのである。そして強く残る記憶だからこそ、自身の手で町を作ることになったとき、当然のように地権者の思いとして出現したのである。関は、川掃除という新住民の営みによって地域社会における川へのまなざしを取り戻した結果、その川が美しく再生された事例を取り上げている。川掃除という営みをきっかけに、新住民がその川の名前を旧住民に思い出させた。その結果地域社会における川へのまなざしを取り戻すことができ、それが川の再生に大きく寄与したことが描かれている。その過程において、旧住民がもつかつての美しかった川の記憶が呼び戻された。そのときの美しさを川が取り戻したとき、それは旧住民にとって涙を流すほどの喜びだったとしている(関、2006:130-148)。これは、記憶のなかに強く残る、地権者にとってのかつての稲城の町の姿にも同様のことが言える。

このことから、生活のなかで利用しなくなり、残された土地として所有し続けるのではなく開発しようと決めた南山であったが、地権者はただ開発をして土地を手放すことを考えているのではなく、自身が理想とする町を南山に作りたいと考えていることがわかった。そしてその理想とする町の姿とは、自身が生まれ育ち、生活を営んできた、かつての美しかった稲城の町の姿なのである。

以上から、地権者は南山について、自身の記憶に理想として強く残る、かつての美しかった稲城の町を新たに生み出す場所としての意味を付与しているのである。

4-1-2 町の記憶と共に残る梨業

この地権者の背景としてもうひとつ重要なのが、有力な地権者の多くが先祖代々継承している梨農家だということである。彼らは梨の味を良くするために、肥料、土づくりなどへの強いこだわりをもって 梨業を営んでいる。

稲城における梨業の歴史は古い。稲城に梨がもたらされたのは、江戸時代、元禄期だとされている。

^{54 2009/5/31、}矢野口、N.Y.氏(78歳)への聞き取り調査から。

^{55 2008/8/14、}矢野口、H.Y.氏(75歳)への聞き取り調査から。

当初は十数戸の地主層が梨の植樹をしていた程度だった。なぜなら、稲城の水田米は酒屋米や鮨屋米に使われるほど味が良いことで評判だったため、水田への植樹はされなかったからだ。しかし梨が他の農作物より換金率が高いことから、徐々に梨栽培を始める農家が増加した。現在梨園が多い地区のひとつである長沼地区でも、元々水田が多く梨を植樹する畑地が少なかった。しかし梨栽培を望んだ農家が1890年に、初めて水田に植樹をした。すると畑地に植樹したものより味の良い梨ができることがわかり、これ以降、水田の梨園化が進行した。矢野口地区でもこの時期同様に梨園が増加した。少し遅れて押立地区でも徐々に増加した。第二次世界大戦期には、嗜好品とされた果樹である梨の栽培は禁止され、栽培面積、収穫量は共に急減した。しかし戦後、梨の価格は暴騰したため、荒廃した梨園も手入れされ梨栽培は再開した(川島、1981:7-19)。

有力な地権者は、現在も梨業で生計を立てている。つまり彼らにとって梨業は、生活そのものである。 彼らはその梨業を日々営むなかで、梨業に対する強い思いを抱いている。それは梨業について語る彼ら の言葉のなかに表出されている。

彼らの語りを具体的に見てみると、彼らがもっているさまざまな梨業へのこだわりがそこにはある。例えば梨園に施す肥料についてがある。梨園には、基本的に年に三度肥料を与える。12 月の元肥、6 月の追肥、9 月のオレイゴイ(御礼肥) 56 である。オレイゴイを与えない農家もあれば、4 月の花肥を与える農家もある。それぞれの時期において、何の肥料を、どれくらい与えるかどうかというのは、各農家によって異なっている。私が聞き取りを行った農家では、元肥のときに、年間量の $^{2/3}$ を与える。年間量としては1反につき、たい肥を 2 3t、配合肥料を 300 360kgという内容である。たい肥の内容は、現在、牛フンを 1 1tと、木の枝のチップを 1 2tである。このたい肥を、かつては南山で採取する落ち葉から作っていた。落ち葉から作るたい肥と牛フンや馬フンを独自で配合して使っていた。

梨の味には梨園の地質の違いが大きく影響する(川島, 1981:26)。

「土地によっても違う。地の深さ、木の根っこが張ってると大きくなる。~中略~みんな、誰も彼も自分で先生と思ってる。昔からやってる人はその方(筆者注:他からの情報として教えられる方法ではなく、自分が継続してきた方法)がいい。」57

梨園の地質は、梨園が位置する元々の場所によっても異なっている。さらに施肥を含めた土づくりによっても異なってくる。そのため梨園に施す肥料の種類、配合、年間量、施す時期などについて、各梨農家は独自の方法で行ってきた。それゆえに、肥料の配合について各梨農家が意見を共有して皆で研究したりするようなものではないのである。

この梨の肥料について、稲城で現在も最大規模を誇る梨園をもつ川島家で梨の品種改良に大きく貢献 した川島琢象氏が、1981年に著した梨に関する書物58のなかにも記述がある。それは、「汗を流さぬ昨今 の栽培者」と題された項目に以下のように記されている。

⁵⁶ 梨の収獲後に与える肥料であり、追肥より少ない。水に溶けてすぐに吸収されるため化学肥料を使用する。すぐに地質に効果を与えるため、来年のための備蓄養分になる(2009/5/23、矢野口、N.M.(42歳)への聞き取り調査から。)

^{57 2009/5/23、}矢野口、N.M.氏(42歳)への聞き取り調査から。

⁵⁸ 川島琢象, 1981, 『東京多摩川 梨の歩み』(非売品)

「梨樹の元肥としても、堆肥は愚か、生稲藁、塵芥等も施こさず、無機の化学肥依存の向も相当見受けらる。無機肥料を多量に施しても、含有の三要素は確にあるものゝ、生植物には効果は十分には奏し得ず。特に果実類、果菜類の品質美味を優良なる品を作るには、有機肥料を施肥することを要す。~中略~要は美味美果と収獲せんとせば、有機肥料を重視すべきである。堆肥を重用視し、金肥に於ても魚粕、菜種粕、大豆粕等々を主に施肥する様心掛けるべきである。終戦後、農園芸者は、堆肥作成に意を向け、山林の落葉収集に競って努力し、土壌作りに全魂を傾け成果をあげたが、こゝ十五年来は雑木林にその姿を見ない。汗を流す農人がいなくなったのが嘆かわしい次第である。果樹に限らず農園芸者は、土作りを第一に、常に考へ落葉一枚にも意を向けるべきである。」(川島、1981:34)

自身で調達したものから肥料を作っていた世代からすると、化学肥料を購入して与えることは努力を 怠った行為と捉えられることもあった。それほど、自身で調達したものから肥料を作ることが一般的だ ったのである。

そしてこのとき梨栽培で使用していたたい肥が、南山でくずはきをして採取する落ち葉から作られていたのである。だからこそ、「(筆者注:たい肥を採取していた山は)今開発でって言ってる山だよ。あそこは稲城の田んぼだった時代の、いわゆる重要なたい肥だった。」59と語るように、梨農家である地権者にとって南山は必要不可欠な場所だったのである。

また地権者は梨の肥料について以下のようにも語る。

「本来のたい肥ってのは、山の落ち葉を水をかけたりして寝て、温度高くして発酵して、それにリン酸とか化成肥料を入れながらたい肥を作って。~中略~植物が好きだろうというものを調合するわけよ。植物は好きな分だけ吸うわけよ。その土壌の補填に肥料を入れる。土が持ってる自然のもの(筆者注:養分)を入れる。山に生えてる自然の木は、自分たちの葉を落として自然に(筆者注:実や花が)できる。人間が作る植物はそれ以上に実をならしてそれをとるわけですから。自然の(筆者注:木)は来年の春まで葉を落として養分ためる。だけども我々が作るのは木に対して余計な負荷をかけるよな。自然のものだけでは旨い梨、ブドウはできない。」60

「牛フンはなった果物の味を良くするため。化学肥料を使うと葉はできる。実ができる。でも味ができない。それはチッソ肥料だけじゃだめ。化成肥料はチッソだけ。牛フンにはチッソ以外の養分もある。だからそれは自然の肥料の方が果実にはいい」⁶¹

つまり地権者は、梨の味を良くするためには化学肥料ではなく、自然肥料の方が良いと認識しているのである。だからこそ、稲城市域の牧場から調達する牛フンなどと共に、南山の落ち葉から作るたい肥は重要な自然肥料のひとつとして捉えられていたのである。

また、梨の収穫は夏から秋にかけての時期に限定されている。この年に一度の収穫に向けて、梨の栽培過程には上記のような施肥を含めた土づくりの他に、枝の剪定、花粉づけ、袋がけなど、多様な作業

^{59 2009/5/31、}矢野口、N.Y.氏(78歳)への聞き取り調査から。

^{60 2009/5/31、}矢野口、N.Y.氏(78歳)への聞き取り調査から。

^{61 2009/5/31、}矢野口、N.Y.氏(78歳)への聞き取り調査から。

が年間を通して必要な時期に配分されている。そのため梨業に休みは無い。

しかし梨農家はこれら多岐にわたる一連の作業を、基本的には身内の人間のみで行う。花粉づけは他の作業よりも短期間に一斉に行う必要があるため、一部の梨農家は他の家に応援を求めることもあるが、ほとんどの梨農家は家族総出で花粉づけを行っている。面積が大きな梨農家ほど一つ一つの作業に必要な労働量は当然大きくなる。しかしそれでも余程の場合でない限り身内の人間で行っている。

さらに稲城市域にある農協で食味会という品評会が開催されているが、ブドウについての食味会はあっても、梨の食味会は無い62。

このようなこだわりの背景には、梨の味を良くしたいという彼らの望みがある。梨は一つ一つの単価が他の作物に比べて高額である。そのため一つ一つの梨の味が梨農家の売上に大きく影響してくる。つまり一つ一つの梨の味が生活に直接影響してくるのである。「梨は技術の問題。だから一緒にはやれない。」63と地権者が語るなかには、各梨農家が自身の梨の味が「あかるむ」(稲城の梨農家が使っている言葉で「味が良くなる」という意味)ために、各梨農家によって個別に継承される、固有の技術、知恵をもとに強いこだわりをもってそれぞれの梨業を営んでいるということが表出されている。

そして彼らは同時に、労働量が多く、それで生計を立てるのも容易ではない農業を継続すること、その農地を継承することに強いこだわりをもっている。

次の語りは、地権者が戦後の農地解放について語ってくれたものである。

「だからそういう人たち(筆者注:農地解放によって土地を取得した小作農家)がね、その、農地としてね、その、地主さんから分けて貰ったんでしょ。で農地としてやってくんだったらさ、何とも思わないんだけどさ、それをほら、要するに、今度は農地法っていうほら法律ができてあれだよね。土地を売買してもま一売買したりさ譲渡したりすれば、農地を売ってね、要するに法律だよね、そういう形の中でね、簡単にま安く分けてもらった、そういう言葉で言ったらさ、小作の人に怒られると思うけどね、そんな形だと思うんですけどね。案外簡単に手放してね、要するにさっき言った借家だったりなんとかを建て、ま建て始めたっていうことがね、始まりなんですよ。~中略~今ほとんどほら、そういう形になったからね、個人の、個人の自由だからさ、その構わないけどね、その時分はほんとにね、憎らしかったね、ほんとに。うん。という時がありましたよ。」64

この語りには、先祖代々継承してきた農地を農地解放で奪われたことと同等かそれ以上に、その土地を農地ではなく単なる土地として改変されたり手放されたりしたことに対する、悲しみや憤りが込められている。戦後の混乱のなか、農地解放という突然上から降ってきた自らではどうすることもできない力によって、農地を手放すことになった。それでもそれらの農地を取得したひとが農業を営み、農地として継承してくれたら納得できるところもあった。しかしそうではなく、自身が意図せず手放さざるを

⁶² しかし、現在の多摩地方の梨農家が「梨立毛品評会」という品評会を 1955 年から 1970 年代後半にわたって第 20 回まで開催されていた。品評会では優秀な梨園を選出し表彰していたが、常に東京都の梨農家が上位入賞し、そのなかでも特に稲城地区が優位を占めていた (川島, 1981:20-23)。第 20 回以降の品評会についての記録が無いため、徐々に行われなくなったと考えられる。

^{63 2009/1/24、}東長沼、T.K.氏 (77 歳) への聞き取り調査から。

^{64 2008/7/1、}東長沼、M.S.氏 (81 歳) への聞き取り調査から。

得なかった農地は、「案外簡単に」手放されてしまったのである。すべてのひとが生きるために必死だった時代状況であるため、生活の糧がないひとへの農地解放は受け入れられても、先祖代々継承し守り育ててきた農地が農地でなくなることは、受け入れたくはない事実だったのである。つまり、地権者にとって農業、農地は先祖代々継承してきた大切なものであり、それを自分の代で途絶えさせるのではなく次の世代に継承したいと考える場所だったのである。

梨業は他の作物と同じく一年を通して作業があり、その労働量は大きい。また現在、農業だけで生計を立てるのは容易なことではない。確かに、他の作物の栽培農家に対し、果樹の栽培農家は比較的売上高は高い。さらに「稲城梨」という梨の品種が、特許庁により 2007 年に「地域団体商標」(地域ブランド)として認定を受けて新しい商標として登録されたこともあり、稲城の梨農家の経営状況は他地域の都市農かと比較すると悪いものではないだろう。

しかし稲城市は 1991 年の生産緑地法の改正により特定市街化区域に指定されているため、生産緑地指定を受け続けない限り、農地であっても宅地として課税される。しかし生産緑地指定を受けるためには、30 年間営農しないといけないなど一定の要件を満たす必要がある。稲城の梨園の多くは稲城市域のなかでも路線価の高い平地部に位置する65。それは稲城市域の多摩ニュータウン地区でも最後に入居が開始された地区と比較したとき、低額な路線価同士では1平米あたり約 20,000 円、高額な路線価同士では1平米あたり約 70,000 円の差が生じるほどである66。そのため宅地として課税される場合、その金額は非常に高額になる。高額な相続税を納税するため、固定資産を処分することによって納税せざるを得ない例は多く(青柳・山根、1991:271)、課税免除などの税制対策が緑地を保全するかどうかのインセンティブとなるとも言われている(青柳・山根、1991:271-272、青柳・山根、1992: 43-348、本間、1989:206-207)。このような税制が背景にあるなか、梨業そのものが継続しづらい状況が稲城市にはある。

地権者に聞き取り調査に行くと、彼らは必ずと言っていいほど自身の梨業の継続の困難さ、都市部での農業継続の困難さについて語る。その理由は、市街化された町のなかでの農業のやりづらさである。3-1-2で述べた通り、農地から住宅地への転用がスプロール的に増加した結果、稲城市域の多くが「農住混合」市街地となった。そして市街地の拡大と共に混住化が進行するに伴い、農業に対するクレームが来住層から生じるようになった。その数は年々増加していると地権者は話す。クレームの内容としては、農薬散布についてのものが最も多いという印象を彼らはもっている。

梨業へのクレームについて、東京南農業協同組合稲城支店に問い合わせた67。クレームの内容、件数の具体的な記録は無いが、件数は稲城市域の市街化に伴う人口増加に並行して増加していると言う。クレームの内容は、農薬散布に対するものが約 6割、虫の発生、増加に対するものが約 2割、たい肥の臭いに対するものが約 2割である。農薬散布に対するクレームは、現在徐々に減少してきていると言う。それはクレームへの対応として農薬散布の時間を周辺地区に事前に通知し、洗濯や雨戸開放への注意喚起を行っているからである。それでも存在するクレームは、農薬散布の時間がずれこんだ場合や虫の発生により予定外の農薬散布を行う必要が生じた場合などである。また農薬が梨園の外に漏れないようシートを張るがそれでも外に出てしまう場合、車や家にかかったという内容のクレームが生じる。また数と

⁶⁵ 梨業を営んでいる地権者の宅地、及び梨園は長沼、及び矢野口地区に位置する。この 2 地区に位置する る梨園の平均面積は約 25a である。

⁶⁶ 国税庁「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表 稲城市」 http://www.rosenka.nta.go.jp/main_h21/tokyo/tokyo/prices/d21202fr.htm を参照。

^{67 2009/6/19、}担当課長への聞き取り調査から。

しては少ないが虫の発生、増加そのものやたい肥の臭いに対するクレームは増加傾向にある。それは予測しにくく事前に通知できないことが理由である。クレームによっては裁判になるケースもあるが、梨農家が裁判に負けることが殆どであり、賠償金を支払った経験がある農家も少なくない。

梨の栽培には、梨の樹の消毒のために行う農薬散布が必要不可欠である。このことは明治時代から梨 業が盛んな稲城市域において、梨業以外の農家、農家以外の地域住民に容認されてきた。しかし混住化 の進行に伴ってクレームが生じるようになった。

このような状況のなか、生計を立てる規模を維持しながら梨園を相続し、梨業を後継できるかどうかは容易ではない状況にあることは事実である。林業の例を挙げると、半田は、林業衰退の原因のひとつとして森林組合の力量不足を挙げる。その森林組合の力量不足の背景には、組合員の信頼感や帰属意識を乏しくさせるような歴史的事情の存在もあるが、一方で山村の農林業をめぐる分業と協業の機構を円滑に作動させていた人々の間の信頼・協力関係の希薄化があるとする(半田、1989:16-21)。稲城の梨業は、1つの組合が市域全体の梨業をまとめて管理、運営するという状況ではない。しかし生業が存続するための背景、条件のひとつとして人の信頼、協力関係があるとするならば、梨業が梨農家以外の地域住民に受け入れられにくくなっている現状は、稲城の梨業の存続を妨げるものとなり得る。

しかし、このような状況にあるにもかかわらず、「農家ってのは動いてることが一生与えられた使命」 68と語る地権者の言葉のなかには、農作業の苦労を「使命」と考え日々従事している地権者が農業を継続 すること、農家であることへの強いこだわり、信念、誇り、覚悟などを抱いていることが表出されてい る。地権者の多くは梨業と共に、ブドウ栽培も行っている。稲城市でブドウ栽培が開始されたのは1970 年代後半である。これは地権者が農業で生計を立てていく努力を現在も続けているという証拠である。

同時に地権者は以下のようにも語る。

「子供、孫みたい、そういう気持ちなきゃ続かない。愛着がなきゃいい物が作れない。~中略~(筆者注:梨は)1年で消えちまうもんじゃないから、楽しい。好き。~中略~どうやって若い枝を伸ばしてやろうか。たえず見ながらやってる。~中略~梨が主(筆者注:本業)だと、(筆者注:生産量が)多いとどうしても身が入る。気持ちが入る。いいもの作りたいって(筆者注:気持ちが)ある。」

地権者は同じ作業を毎年繰り返し行いながら、1本1本の梨の樹を育てている。そのなかで彼らは、梨 そのものへの愛着を募らせている。それは楽しい、好きという言葉としては単純かもしれないが、梨の 樹を愛しむ目で見つめ続けている。それは梨そのもの、梨業そのものへの強い思いとして存在し、それ はまったく風化していないのである。

以上から、地権者が抱いている梨業、農業、農地へのこだわり、愛着は自身が考える理想の町であるかつての稲城の町において、当然のように存在していた。つまり、彼らが抱く町の理想の姿のなかには 梨業、農業、農地が含まれており、それは一帯となって彼らの記憶のなかに強く残っているのである。

4-2 「守る会」によって付与された意味

「守る会」は、子どもや家族と共に、また自身一人で南山において日常的に遊んだり活動したりするなかで、様々な思いを抱いている。そしてそれらの思いをもとに、彼らは彼らなりの価値を南山に見出

^{68 2009/5/31、}矢野口、N.Y.氏(78歳)への聞き取り調査から。

しているのである。

4-2-1 思い出深い南山

■子どもを遊ばせたい南山

子どもを都市公園のように人工的に作られた場所ではなく、地域にある自然のなかで遊ばせたいという思いから活動を始めた「守る会」が、活動のなかで頻繁に遊びに行った場所が、南山である。

「(筆者注:南山に入ると)探検家になっちゃう。藪こきが嫌いな人がいる。私は大好き。山のなかで兄たちと一緒に武蔵野の木立ちで遊んでた。雑木林のなかで、探検したり、家を作ったりしてた。~中略~子ども育てるとき公園なんてつまんない。やっぱり自然のなかで育つのがいい。公園はやっぱりつまんない。結局自分が子どものとき、お金かかんないけど面白かった。子どもたちを遊ばせたい。」

「最初に小学校のお母さんと(筆者注:南山に入って)こんなところがあったんだ、と思った。~中略~動植物がすごく好きなの。(筆者注:南山には動植物が)いっぱいいる。大事にしたい。子どもにもふれてほしい。命を大事にする人になってほしい。」70

このように南山は、彼らが子どもを遊ばせる場所として非常に大切な場所だと考えている。また子どもだけではなく、自身も南山で遊ぶことによって喜びや楽しみを感じている。このことからも、彼らは南山に愛着を感じているのである。

■家の近くにあり頻繁に訪れた南山

「守る会」メンバーのほとんどが稲城市域に住んでいる。そのため南山は家から最も近くにある山である。彼らのなかには、南山を含めた山が多くあることを理由として稲城に移住したという人もいる。

「(筆者注:南山の中を) 暇さえあれば探検してた。子供3ヶ月で、おぶって歩いてた。首座ったら即行連れてった。畑あるところ(筆者注:区画整理区域の西側)。人が手を入れてるところ。明るい。やぶじゃなく。そこで弁当食べたり。キャンプで遠出してたのに、遠出したくなくなっちゃった。そこで満足。裏山で十分。里山は種類が違う。観光地じゃない、余計なものがない。~中略~芝生で子供連れて、何かって言うと3人で山入って、お茶飲んだり、弁当食べたり。今まで遠出してたのに、南山をひたすら歩いて。感覚的に。草採ったり。俺が採りたかっただけ。自分も子供以上に楽しみたい。~中略~小さい生物や植物は違う。全然飽きない。そういうの知ると山が恐くない、一人で歩いても。~中略~夜に南山に入っても恐くない。山が恐くない。メリットがある。名前を知ると。知り尽くしてる。地形も(筆者注:知っているということの影響も)あるかもしれないが。目につくもの、全部知ってる。だから恐くない。だいたいわかる。」71

^{69 2009/5/24、}矢野口、K.K.氏への聞き取り調査から。

^{70 2009/3/29、}矢野口、K.K.氏への聞き取り調査から。

^{71 2009/3/16、}百村、S.T.氏への聞き取り調査から。

南山は家の近くにあるため、小さな子どもと一緒でも、いつでもすぐに遊びに行ける場所である。そのため彼らのほとんどが、暇さえあれば南山に遊びに行っていた。そして家族、子どもと一緒に、または一人でも頻繁に遊びに行くからこそ、南山に生きる動植物について詳しく知っている。そして詳しく知っていることを、得意げに語ってくれる。

遊びに行くなかで、それぞれのメンバーが南山のなかに自分の好きな場所を発見している。それらの場所を、彼らは頻繁に訪れる。また散策会や竹の間引き、調査などの「守る会」の活動を行う場所としても、それらの場所を選択することがある。

また、家の近くにあるということ自体も重要である。都心部で勤務している人たちにとって、子ども と遊べる休日の時間は限られている。

「週休二日、子供生まれて、せいぜい裏山行くので精一杯。」72

家の近くにある南山は、子どもにとって、また親世代にとっても非常に貴重な遊び場なのである。

■四季の移ろいが魅力的な南山

南山は畑地と雑木林で構成される山であり、四季の移ろいが山の表情に出てくる。

「山があること自体が、なんていうかな、常に山の緑を見てるわけなので、それが非常にそのいいっていうの。秋になるとやっぱりところどころに紅葉が出てくるし。」73

「奥多摩、飯能(筆者注:飯能は話者の故郷)は杉山。四季がない。一年中、常緑。~中略~(筆者注:自分は)杉山で育った。(筆者注:それと比較すると南山は)雑木林の山の明るさ。なんとも言えない。日本昔話的な風景。図鑑で見る風景って里山なの。山、田、小川、全部ぎゅうっとされた世界。水田にいる植物も生物も、ああいうのが羨ましくて仕方ない。そしたら稲城はそのまま。とくに南山がそれに近い。~中略~引っ越してきて、半年入らなかった。でも気になってた。道わかんなかった。でもある日こっちから入れるかなと思って入ってみたら、夢の中を歩いてるみたい。ちょうど秋かな。畑がぱーっと一面にひろがった。オープンな。あそこいって、あまりのショックで!また夕焼けの一歩手前。光線の感じがすごくて、びっくりして!走って家戻って、(筆者注:妊娠中の)奥さんに、いいとこあるって言って背中押して見に行った。こんないいところがこんな近くにあったよって!いやーいいとこきたなーー!って思った。で1、2年後、チラシが入って、もうほんと、今、反対の人がやってることを思った。~中略~目の前、真っ暗で」74

季節ごとに表情を変える南山の姿は、「守る会」メンバーの記憶のなかに、非常に美しいものとして刻まれている。

^{72 2009/3/16、}百村、S.T.氏への聞き取り調査から。

^{73 2009/3/30、}押立、K.M.氏への聞き取り調査から。

^{74 2009/3/16、}百村、S.T.氏への聞き取り調査から。

■人の存在を感じる南山

「守る会」メンバーは、南山を親しみやすい山だと感じている。そしてそれが南山の良さであり、好きな理由のひとつだとする。

「(筆者注:南山の魅力は)もしかして人かもしれない。農家の人が働いてるかどうか。みんなそう思ってると思う。~中略~(筆者注:南山と違って他のところは)すごい寂しい。(筆者注:南山は)山で働く人がいる。道ですれ違う農家の人がいる。」75

「日本昔話的なのが南山。手が入って景色。屋久島、知床は自然じゃない。あれは近寄りがたい野生。野生と自然は違う。(筆者注:南山は)親しみやすい。そんなとこで育った人間にとって故郷である。(筆者注:故郷に)アイデンティティを求めちゃう。(筆者注:故郷が無くなってしまって)どっちつかず、そういう人多いんじゃないかな。~中略~(筆者注:根方谷戸と比較して)それと比べてコモンエリア76は、真夜中に月を見に行った。満月の夜は懐中電灯いらない。空が広い、畑がある。この場所が、一番、線をひかれるの(筆者注:事業計画のなかで住宅地になること)が嫌。~中略~(筆者注:南山は)人工物がない、観光地化されてないんだけど、里山特有の親しみやすさが同居してる。それが南山の魅力。」77

このように彼らは、人の手がかけられ、人の存在があるからこそ、南山には親しみやすさが感じとられるのだと認識している。具体的に挙げるとするならば、南山のなかで畑として利用された場所は、上空が開けて明るいため、気に入っていると語るメンバーは多い。

■広くて深い南山

南山は他の山や農地とは違う広さがあることが魅力的だと、「守る会」メンバーは語ってくれる。

「(筆者注:南山の他には負けない点は) 広さ。(筆者注:他の山は)深いなーと思って山を越えると何もない。ほんのちょっとだけ。~中略~(筆者注:南山の) あの広さが貴重。とりあえず半日つぶせる広さはすごい。小田良(筆者注:稲城市域の他地区) も畑と棚田、あとはキャンプ場。うろうろできない。」78

稲城市域には、南山のような広さを感じることができる場所は他にないと感じている。

^{75 2009/3/29、}矢野口、K.K.氏への聞き取り調査から。

⁷⁶ コモンエリアとは、「守る会」が組合に対して提案している「コモンズ付き住宅」案において、「コモンズ」と称して残す「緑地」部分を指す。

^{77 2009/3/16、}百村、S.T.氏への聞き取り調査から。

^{78 2009/3/16、}百村、S.T.氏への聞き取り調査から。

■故郷としての南山

南山がある稲城の町は、「守る会」メンバーの子どもにとって故郷である。同時に自身にとっても、既 に失われたり変わってしまったりした故郷に代わる、第二の故郷だと考えている。

「意外と簡単。地元だから。遠い親戚より近くの友人。遠い自神山地より近所の裏山。子供が生まれたから。超個人的な話だけど、まず、俺が大げさに言うと、故郷喪失者。~中略~稲城で子供ができた。子供の故郷になった。稲城が。自分の故郷はもう無くなってた。子供にとっては生まれた地元。ここが故郷になる。~中略~子供の故郷の原風景にできる場所を壊したくない。オオタカなんて(筆者注:南山を残したい理由のなかに)無かった、子供。~中略~みんな、子供のために何かしたい。みんなほとんど子供のため。子供ができたら変わる。子供に土と自然にふれあわしたい。」

「私の出身が岩手県の花巻。子供の頃の遊びは裏山を歩いて帰ってくる。植物を見てただ歩いてくるだけで楽しい。その延長ですよね、結局。」⁸⁰

彼らは故郷にあった山や川で自身が経験した喜びや楽しみを、子どもたちにも味あわせたいと思って いるのである。

彼らがこのように考える背景には、ブランコと砂場が設置されたいわゆる都市公園で遊ぶよりも、山 や川のなかでいつまでも止めずに楽しんで遊ぶ子どもたちの姿を、実際に目にしていることも影響している。

「(筆者注:南山に入ると) 探検家になっちゃう。藪こきが嫌いな人がいる。私は大好き。山のなかで 兄たちと一緒に武蔵野の木立ちで遊んでた。雑木林のなかで、探検したり、家を作ったりしてた。~ 中略~子ども育てるとき公園なんてつまんない。やっぱり自然のなかで育つのがいい。公園はやっぱ りつまんない。結局自分が子どものとき、お金かかんないけど面白かった。子どもたちを遊ばせたい。」 81

彼らにとって南山は、故郷を構成する大きな要素として欠かすことができない場所なのである。

4-2-2 強められた思い

彼らは南山が開発されると聞き、いてもたってもいられずすぐに「守る会」を結成し活動した。彼ら をこのような行動に駆り立てたのは、まさに南山への強い思いがあったからである。

「俺、観光地が大嫌い。洗練されてない。コンクリの旅館、景観ぶちこわすような、来る人もなんか 酒飲みながら。楽しめる場所が減って。(筆者注:南山事業を実施することを知らせる) チラシが入っ

^{79 2009/3/16、}百村、S.T.氏への聞き取り調査から。

^{80 2009/3/30、}押立、K.M.氏への聞き取り調査から。

^{81 2009/5/24、}矢野口、K.K.氏への聞き取り調査から。

て奈落の底に落とされて。会社早く切り上げて説明会聞きに行った。区画整理します、といういわゆる説明会があって。最後の質疑応答で手を挙げて、今のまったく反対派と同じ。時代にそぐわない、なんとかする方法はないんでしょうかという意見をした。奥畑公園できる。でもそれではない。俺が話したら6人くらい拍手がおこった。それまではそういう質問でなかった、これは俺がせんとまずいなと思って。ビラでも作ってやろうかと思ってた。」

この言葉は、南山事業の話を初めて聞いたときに非常に大きな衝撃を受けたため、それまで市民活動 やボランティアなどを冷ややかな目で見ていたにもかかわらず、初めて自ら行動を起こすことを考え実 行したメンバーの言葉である。このメンバーは以下のようにも語ってくれた。

「守る会に参加した当時、妙に心に燃えるものがあった。熱い思いがたぎっていた。~中略~南山が無くなるって信じられなかった。」82

南山が無くなるということを知って、自身でも説明ができないような思いが引き起こされている。それほどこのメンバーにとって、南山が無くなることは受け入れることができないことなのである。

また、農業を継続したいにもかかわらず高額な税金を支払うために農地を手放す必要があるという農家の苦労を知り、農業、山林、土地に関する法制度の問題点を明らかにしたうえで南山を残すための提案をするため、働きながら大学院に入学し研究をしたメンバーもいる83。

このように、遊びや活動を通して抱いた喜びや楽しみから、南山は彼らにとって無くてはならない場所になっていた。南山が開発されるという話は、彼らが抱いていた南山への思いをよりずっと強く確固たるものにした。そしてその強く確固たる思いに突き動かされ、彼らは南山を残すための活動を始めたのである。だからこそ南山を残すための努力を、彼らは惜しまない。

4-2-3 地権者とのかかわりによる思いの変容

地権者とのかかわりから「守る会」は活動方針を転換した。その背景には、地権者を含めた農家との交流から、農業と共にある生活のなかで地権者が南山を現在まで残してきてくれたという事実を知り、それに対して敬意と感謝の念を抱いたことがある。「守る会」メンバーは、南山において人の存在を感じている。そして人の手がかけられた南山に強く親しみを感じている。そのとき彼らが感じている人というのは、農家、つまり地権者を含めた地付き層住民である。彼らは活動を通して市域の農家と触れるなかで、これまで南山を生活のなかでの利用と共に維持管理し、近年では税金を負担しながら現在まで残してきてくれた農家に対し、大きな感謝と尊敬の念を抱くようになった。

またメンバーのなかには、幼少期に自身の身近にあった農業に対して強い愛着をもっている人もいる。

「最初に小学校のお母さんと(筆者注:南山に入って)こんなところがあったんだ、と思った。~中略~動植物がすごく好きなの。(筆者注:南山には動植物が)いっぱいいる。大事にしたい。子どもに

^{82 2007/1/8、}百村、S.T.氏への聞き取り調査から。

⁸³ 菊地和美, 2003,『都市農業の自然保全における意義とその存続に際しての諸問題について: 坂浜・平尾土地区画整理事業における里山の保全のために』早稲田大学法学部大学院修士論文.

もふれてほしい。命を大事にする人になってほしい。そうしてるうちに農家の人と接触するようになった。そして農家の人が山を守ってると知った。そして農業を大事にしなきゃと考えるようになった。」

この同じメンバーは、南山での遊びや活動を通して農家とかかわるなかで、彼らが稲城市域において どのような生活を送ってきたかについて強い興味を抱き、自主的な聞き書き活動を長年行ってきた。

「(筆者注:南山は)人が手を入れている自然で、大事だと思った。今みたいにうっそうとしてなかった。(筆者注:それでも)今、ウサギ、タヌキ、ムジナがたくさんいる。人がどういう風にかかわってきたかが気になって、聞き書きを始めた。」85

聞き書きした内容は、稲城市を含む武蔵野地域に配布されるタウン誌86に連載されていた。そのときの記事を再構成した本87を出版している。同様に、自身が撮影した写真も多く含んだ南山の動植物の写真集88を友人と自費出版している。

このように彼らは、地権者を含めた地域の農家がその生活のなかで現在まで南山を維持してきてくれたからこそ、自分たちが南山とかかわることができているという事実を南山のなかで感じた。だからこそ、梨業を継続したいという地権者の思いを無視することはできないと考えたのである。

「地権者から、彼らとうまくやってくれと言われる。」89

これは、組合事務局の交渉担当者の言葉である。つまり、「守る会」が意識して積極的にもってきたやりとりにより生まれた関係は、「守る会」だけではなく地権者のなかにも消えずに残っているのである。 地権者と積極的にかかわろうとする「守る会」の意識は、保存樹林の選定、オオタカ調査、トウキョウサンショウウオの保護作業、それらに関する勉強会など、共同で作業を実施することにも表れている。

現在「守る会」は、好意的な存在として地権者に受け入れられている。そこには、彼らが南山事業に対して全面反対を主張しているのではないということも影響しているだろう。しかし地権者の状況を理解し、地権者に負担を押し付けないようにすることを理念のひとつとして活動している「守る会」の姿勢も影響していると言うことができる。

4-2-4 「史蹟の会」と「守る会」の思い

「守る会」が地権者への思いから活動方針を転換しようとした頃、方針の転換についてメンバー間に

^{84 2009/3/29、}矢野口、K.K.氏への聞き取り調査から。

^{85 2009/3/29、}矢野口、K.K.氏への聞き取り調査から。

⁸⁶ 重岡依里編,「月刊武蔵野くろすと~く」何くろすと一く. である。調布市、三鷹市、狛江市、稲城市、 府中市を主なエリアとするタウン誌である。http://cross-talk.tv/を参照。

⁸⁷ 菊池和美,2008,『ふるさとむかしむかし: 稲城人とひと、人と自然のつながりの中で』くろすと ーく

⁸⁸ 菊池和美・歳清勝晴, 2008, 『南山の生きものたち』(自費出版)

^{89 2007/10/28、}組合事務局、交渉担当者 Y.氏への聞き取り調査から。

意見のズレが生じた。

「守る会」の前身である「子どもの会」の活動は、南山事業に対して全面反対を主張していた。しかし既出の通り農家である地権者への感謝、尊敬の念から、地権者の苦労を解消するために南山事業を受け入れたうえで活動しようという方向に転換しようとしていた。そのとき、南山事業に対して全面的に反対することが南山を守るためには必要な対応だと主張するメンバーと意見が分かれ、その結果活動団体が分裂することになった。そして南山事業に対し全面的に反対を主張するメンバーが協力者を集めて結成したのが「史蹟の会」及び「連絡会」である。

「史蹟の会」は、南山で発掘された史蹟の価値を主張することによって南山を守ろうとする活動団体であり、2005年に結成された。「連絡会」はその「史蹟の会」と中心メンバーが重なっている部分が多いが、コアメンバーには稲城市議会議員を務めるメンバーが複数人所属している。「連絡会」は、南山事業の工事着工が間近に迫った2008年の春に結成された。「連絡会」の主張は、計画を一度白紙に戻し、計画決定の段階から市民の意見を入れて再考すべきだというものである。現在、「史蹟の会」と「連絡会」は多くの活動を合同で行っている。

「史蹟の会」の主張の中心は、縄文時代から人が住んでいたことが確認されている南山を、発掘された遺跡と共に保存すべきだというものである。特に 2007 年に国の文化財に指定された調布市の深大寺城跡と対抗して築かれた小沢城が南山にあったとされているため、同様に南山も文化財として保存すべきだと主張している。「史蹟の会」の代表は、調布市の深大寺城跡の保存運動にも参加していた人物である。「史蹟の会」の活動は、年に 2~4 回程の南山における史蹟散策ハイキング、遺跡の専門家を招いて年に1~2 回程開催する講演会が主なものである。「連絡会」の活動は、稲城市議会議員であるメンバーや土地区画整理方式による開発に反対する南山事業の地権者が、主張を訴える集会の開催であり、それには「史蹟の会」も参加している。「連絡会」には動員力があり、集会は 100 人程の聴衆が集まる大規模なものとなる。

この「史蹟の会」の主張は、普遍的に価値が認められた歴史的価値のあるものの保全である。それは、「守る会」メンバーが自身の経験から抱いた思いをもとに南山を守ろうとしている主張とは、性格が異なっている。以下は「守る会」メンバーの語りである。

「やっぱりね、植物だと山桜かな。やっぱり誰が植えたのでもないじゃないですか。~中略~あやっぱり花がきれい。自ずと出てきている強さ、きれいだし。~中略~(筆者注:山桜が切られてしまうことは)やっぱり寂しいですよね。~中略~タマノカンアオイは教えてもらったんですけど、私が見たときは花が咲いてなかった。だから言われてもピンとこなかった。(筆者注:タマノカンアオイなど希少種を残すという話と話者の個人的感覚は)ずれますね。はっきりいってこれが貴重なのかなって思う。(筆者注:山桜は)違う存在。」90

「まずオオタカがいるなんてことは知らなかった。あと鳥は見てるけど、シジュウカラとかなんとか鳥、そういう鳥がいるなんて知らなかった。調査活動を通して知った。カヤネズミ、サンショウウオとかいることも知らなかった。タマノカンアオイ⁹¹が生えているっていうのも知らなかった。~中略

^{90 2009/3/30、}押立、K.M.氏への聞き取り調査から。

⁹¹ タマノカンアオイは、環境庁が編集した『改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物: レッドデー

~山のなかで遊ぶって感覚がない。とにかく歩いてるだけで楽しいっていう感覚。植物を見たりとか。 ~中略~植物を見てもわからないけど、あ、こんな花があるんだとか、こんな草があるんだとか、毎回発見がある。~中略~コンクリートの隙間からつくしが生えてるのを見ると哀れだと思う。全然違う。」92

「オオタカや鯨はシンボリック。でも俺はピラミッドの頂点以下のものに興味ある。オオタカには興味がない。手に触れられる植物や生物、そっちのがいい。」⁹³

「守る会」メンバーは南山を訪れたときに、見たことがない花を発見したり、聞いたことがない鳥の鳴き声を聞いたりすることに、喜びや楽しみを感じている。動植物の具体的な名前はわからないけれども、多くの動植物が南山に生きていることを心から喜んでいる。彼らは、南山が生態学的な価値を有しているから守る、ということではない。南山だからこその価値を見出しており、その価値があるからこそ南山を守る、という主張なのである。

それに対し、普遍的に価値が認められているものに対する「史蹟の会」の主張は、「よそ者」による主張として、外からもたらす新しい視点を南山に提供する役割を果たしている。鬼頭は、環境運動にかかわる担い手についての議論のなかで、「地元」に対する担い手としての「よそ者」が果たす役割について述べている。それは、地域に埋没する生活のなかでは得られにくいより広く普遍的な視野を環境運動にもたらすとともに、「地元」のひとにとってはごく当たり前のものであるからこそ気付かない自身と対象の自然とのかかわりを再認識させたりするなど、その地域に外から新たな視点を導入するという役割である(鬼頭、1998:51-53)。

しかし、「史蹟の会」の主張やその活動は、南山という個別具体的な場所から離れ過ぎている部分がある。それは、事業計画の白紙化を求めるなどというように、地権者との関係が積極的な交流をもとうとするものではなく対抗的なものになっていることにも表出されている。またそれは「守る会」メンバーが「史蹟の会」、及び「連絡会」について、「(筆者注:「史蹟の会」、及び「連絡会」は)遠くの自然を見てる。遠くの自然でしかないって感じがする。自分の庭と思わないと守れない。地権者にとっても庭だと思う。そういう感覚を残すことが市民にできること。見た目の自然っていうか、それでは守れない。」と語るように、「守る会」メンバーも「史蹟の会」が南山とは離れているという印象を抱いている。鬼頭は、「よそ者」は「地元」とのかかわりをもちながら地域の歴史や文化にふれるなかで、もともともっていた普遍的な視点に地域的な視点を付け加えていくことで、地域の個別具体的な現場の価値を深めていくとしている(鬼頭、1998:51-53)。つまり、現在の「史蹟の会」の主張や活動は、普遍的な価値を提供するものではあるが、地権者とのかかわりをもちながら南山の価値を深めることができていない。その一方で、同様に「よそ者」である「守る会」は地権者と積極的なかかわりをもちながら、そのなかで南山において自身が見出した価値を主張している。つまり「地元」との密接なかかわりという点で、「史蹟の会」よりも「守る会」の方が南山という個別具体的な場所の意味を深める役割を果たしているのであ

タブック 8 植物 I (維管束植物)』にて、絶滅の危険が増大している種である「絶滅危惧Ⅱ類 (VU)」に分類されている。減少の主要因は、土地造成、園芸用の採集、植生の遷移とされている(環境庁自然保護局野生生物課編、2000)。

^{92 2009/3/30、}押立、K.M.氏への聞き取り調査から。

^{93 2009/3/16、}百村、S.T.氏への聞き取り調査から。

る。

現在両者は意見、活動を完全に異にする存在として互いに拒絶しあっている。しかしそうするのではなく、南山という個別具体的な場所において見出される価値に重点を置きながら、現場の内側にある視点と外側からの視点の双方を提供することにより、南山の意味を深めていくことが重要なのである。

また、「守る会」と「史蹟の会」、及び「連絡会」の活動方針の違いを生んだ原因のひとつには、ゴルフ場などの大型施設建設や住宅地開発などをめぐって強くイメージされてしまう "開発か、保護か" という二項対立図式が、影響している部分があると考えられる。

1-3 でも述べたが、"開発か、保護か"という二項対立図式は、里山など継続的にひとがかかわってきた二次的自然の保護をめぐる議論においても、越えるべき構図として捉えられている。二次的自然は、ひとによる利用も含めた管理が絶えず行われてきたからこそ、高い生物多様性を維持してきた。さらに利用、管理を通してそこに築かれた文化によって、ひとが日々の生活の喜びや楽しみを得ている。このような価値を含めて保全すべきものとされている(鬼頭、1996;富田、2008)。南山もかつては里山として地域住民により利用、管理されてきた二次的自然である。そのため南山を今後どのようにしていくかについて検討するとき、"開発か、保護か"という二項対立図式にあてはめて考えるのではなく、南山の地形、植生の変遷と共に、これまでの利用、管理などひととのかかわりの経緯をふまえて柔軟に考えることが重要である。

5 ひとによって意味が付与された<南山>をいかに残していくか

5-1 多様な価値を見出された固有の場所

これまで見てきたように、南山という「緑地」には、地権者、「守る会」、「史蹟の会」という多様なひ とがそれぞれに価値を見出し、それをもとにそれぞれのひとが意味を付与している。地権者は、日常的 に利用してきた南山を生活形態の変化から利用しなくなった。しかし南山や自身が営む梨業と一帯とな った理想の町を実現する場所としての意味を、新たに付与している。「守る会」は、南山という場所を訪 れ、その場所で子どもとの遊びを通した楽しみ、名前はわからないけれどもいつもそこにある植物を見 つける喜び、ひとの存在にふれる親しみなどを感じ、それらの思いをもとに、なくてはならない場所と しての意味を付与している。また「史蹟の会」は、外からの新しい視点によって歴史的価値という普遍 的に認められた価値をもつ場所としての意味を付与している。関は山と海にかかわる自然保護運動を行 うひとびとのライフヒストリーを聞き、そこから読み取れる彼らの思いを描き出している。その彼らの 思いとは、生活のなかで直接かかわり、共生してきた自然と自らの個別的な関係性のなかで育んできた 自然観、自らの記憶のなかに残る自然を守るための手段として、自然保護運動を行っているということ である (関, 1999a:119-124, 1999b:128-149)。また野田は、地域の環境に認められている「地域固有財」 (植田, 1996:6,33)としての価値について取り上げ、農村環境がそれを含む地域全体と密接に結びつき、 移転不可能な財であることを主張する。そして、そのような農村環境を景観・町並みや埋蔵文化財と同 様に「歴史的環境」としてきちんと価値づけることが重要だとしている(野田, 1999:202-205)。そのと き「歴史的環境」とは、「学術的価値」や「経済的価値」などの「外からの視点」によって序列化される のではなく、その地域の住民による「内からの視点」によって価値づけられるべきだとしている(野田、 2001:202-211)。南山においても、地権者、及び「守る会」は、自身が生活のなかで直接かかわり、個別 具体的な関係性のなかで抱いた自然観や記憶に強く残る思いを守ろうとしている。そして彼らが南山に 付与している意味が、稲城という町の住民による「内からの視点」によって南山を価値づけているので ある。

彼らが付与した意味は、「履歴」として南山に蓄積されている。桑子は、空間に組み込まれた時間を表現したものを「空間の履歴」と呼び、それが空間を性格づけるとしている。そして「空間の履歴」が豊かであればあるほど、身体を介して空間と結びついたひとの「心の豊かさ」は実現されるとしている(桑子、1999b:15-33、290-294;桑子、2009:5-11)。

このようにひとが価値を見出し、それをもとに付与した意味が蓄積されてより固有性を強めた場所を残すことは、ひとにとって「関係の豊かさ(つながり・共生の豊かさ)」を生み出し、ひとの「存在の豊かさ」を実現する(井上,2009:67-85)。南山には、南山と深く結びついた地権者、「守る会」メンバーの一人一人によって、そこでしか見出され得ない固有の意味が付与されている。それらの価値は、都市近郊に残る希少な食物生産地であること、生態学的に希少な動植物がいること、都市近郊部に残るまとまった緑地を確保することなどを理由として見出されたものではない。それぞれのひとがそれぞれの場所を自身の足で訪れたとき、彼らがその場所にあるもの、生きるものを感じること、その場所での営みを通して他のひとたちと結びつくことによって、見出した価値である。そこには、彼らが生まれてから現在まで送ってきた生の時間が刻み込まれている。だからこそ彼らにとってのその場所は、他に置き換えることができないのである。

しかしここで注意しなければならないのは、固有の意味のみを取り出して残すこととは異なるという

ことだ。例えば京都の町並み、景観保全をめぐる問題がある。景観保全のため、建築物に対する規制や、 景観を代表する西陣織を保全するための緩和措置などが実施されている。しかし建築物の高さ規制や屋 上看板の禁止などの規則面が強調されるばかりで、何が京都らしい姿なのかという議論が後回しにされ ている。また西陣織を保全するための緩和措置が、経営が困難になった織屋経営者によって他の地区で は規制対象となる建築物を建ててしまうというような事態も生じている(佐和, 2009:92-95)。

このように、まるで看板を貼り付けるようにして固有な意味を残そうとしても、それがある場所における営みを通してひとが見出した価値にもとづく意味でない限り、無意味なものになってしまう。ひとと切り離され、看板のように張り付けただけの意味は継承されないだろう。固有の価値を見出すひと、固有の価値を見出す営み、行為とその場所とのつながり、つまり関係性があることを認識し、その関係性を全体的に残していくことが重要なのである。

5-2 制度で捉えるべき「緑地」の意味

この南山は、2-6 で確認したように都市計画の制度上では、丘陵地としての特徴をもった「緑地」として保全することが目指されているのみである。それは環境基本計画においても同様である。同時に南山は、秩序だった町を合理的に作っていく市街化のなかに位置づくひとつの開発を実施する場所として捉えられている。

しかし南山で見たように、この「緑地」についてひとが多様な価値を見出し、それをもとに意味を付与している。その意味はひとの思いと密接につながっているため、ひとは必死にそれを守ろうとしている。さらに地権者は、かつての美しかった町を実現することを目指して南山事業を決定した。彼らにとって南山を開発するということは、記憶に強く残る理想の町を実現することなのである。

しかし現在の事業計画図面では、彼らが理想とする町は実現されていないと語る。

「山、農地が混在して、稲城の緑が多い戸建て(筆者注:住宅)のまちづくりが良いが、現実に押されて仕方ないのかな。(筆者注:現在の事業計画図案は)総合的に判断して、できる線かな(筆者注:事業の採算性がとれる)。」94

「昔の景観は、それは期待できない。やっぱり壊したらだめですよ。」95

それはあくまで制度上求められている緑地の保全と、計画的なまちづくりにおいて求められている町の開発計画だからである。

このように、現在の都市計画上での保全、及び開発のあり方と、ひとが実現したい保全、及び開発のあり方は、その姿がかい離してしまっているのである。つまり現状のままでは、ひとの個別具体的な思いが都市計画において実現されることが非常に困難な状況にあるのである。したがって、ひとが「緑地」に付与している固有の意味を捉える視点を都市計画において設けることが、ひとが豊かに生きるうえで必要な、他に置き換えることができない町を作るためには必要なのである。

^{94 2009/7/29、}矢野口、H.Y.氏(75歳)への聞き取り調査から。

^{95 2009/7/29、}矢野口、N.Y.氏(78歳)への聞き取り調査から。

5-3 「緑地」の意味のダイナミズム

ではそもそも市街化を図るという方針がなされたこと自体の妥当性も、問う必要があるのではないだろうか。

南山においては周囲の開発が進行するなか、生活形態の変化から既に利用しなくなった南山を開発すると決めて、市街化区域指定を受けた。つまりその時点で地権者は、利用価値という尺度で南山を捉え、その結果無意味な土地という結論を出した。そして南山を市街化区域指定にすることを望んだ。

しかし地権者がもともと利用価値のみで南山を捉えていたかというとそうではない。かつて南山に生きる野鳥を捕まえたり、カブトムシを捕まえたり、坂を昇って遊んだりする場所であった。また彼らが町の理想像として抱いているかつての稲城の町の姿のなかで「緑と住まいが混合したのがいい」と語る「緑」のなかには「山や農地」が含まれている。彼らが「山」と語るのは、彼らが唯一利用し通っていた南山である。

このように、地権者も利用価値という尺度のみで南山を捉えていた訳ではないのである。

また、「守る会」も当初は南山を全面的に残すことを目指して活動していたが、地権者とかかわるなかでその主張を変え、開発のなかで最大限残すという活動に転換した。

また 4-2-4 で述べた環境運動の担い手である「よそ者」と「地元」についても、環境運動が進展するなかで相互に作用しながらそれぞれの主張内容を変容させる(鬼頭, 1998:48-51)。

以上の内容から、時代や社会の動向、また多様なひとがかかわるなかで、南山という「緑地」に付与する意味を変容させてきたことがわかる。つまり、ひとが「緑地」に付与する意味は、常に変容しうるものとして捉えることが必要なのである。

ここで先に取り上げた桑子の「空間の履歴」について再度検討する。桑子の概念では、「空間の履歴」が所与のものとして存在し、ひとがその空間に身を置いた瞬間、その「空間の履歴」と自身の履歴が自動的に結びつくと考えているように捉えられる。豊かな履歴をもった空間を残すべきだとする桑子の主張も、空間に既に存在している履歴には濃淡があり、そのなかで濃い履歴、豊かな履歴をもった空間を残すことを主張するものだと言える。

しかしその考え方では、なぜある空間が濃い履歴、豊かな履歴をもつようになったかという点への言及が欠如している。私は本研究で論じてきたことから、ひとがある場所に意味を付与することによって、その場所の「空間の履歴」が作り上げられる、豊かになるという考えを強調したい。むしろ、アメリカに残る原生自然のように人間の手が一切加えられたことのない空間がほとんど存在しない現在、ひとによる意味の付与があってはじめて「空間の履歴」が形成され始めると考える。そして、ひとがある場所に価値を見出し、それをもとに意味を付与するという行為は、ひとが生きる限り常に行い続けることであり、その具体的内容は社会的文脈のなかで変容していく。このように、「空間の履歴」は固定的に存在するものとして捉えることはできないのである。

「空間の履歴」はひとが営みを通してある場所に固有の意味を付与することによって、まさにその場所で立ち上がるダイナミックなものなのである。そのため、所与のものとして存在すると捉えるのではなく、ダイナミックに付与される意味をきちんと捉えることが重要なのである。ひとがかかわることによってダイナミックに変容するものを、そのダイナミズムごと捉えることの重要性は環境倫理において主張されている(鬼頭、1996:245-248;福永、2008)。

5-4 思いが埋め込まれた緑地の実現に向けて

現在、「守る会」は地権者、組合に対して「コモンズ付き住宅」案という提案を行っている。それは、「守る会」が南山を守るために必死に考えた南山事業計画に対する代替案である。彼らはその案によって「コモンズ」と称したまとまりある緑地を南山に残そうとしている。建築や都市計画に関しては全くの素人であるため、代替案の検討は容易ではなかった。しかしそのなかで、事業計画区域の中央部に東西に走る崖地の上部は現状のまま残し、その下部を開発するというものにすれば、組合の事業計画案より相当広大な緑地を残すことができるという考えに至った。そして具体的な代替案を複数考えた。それらの案をもって、メンバーの知人であり彼らの活動を聞いて是非連絡を取りたいと申し出てきた専門家に相談に行った。そして具体的な形となって完成した彼らによる代替案が、「コモンズ付き住宅」案である。これは「守る会」メンバーが、プロのコンサルタントが考えた事業計画案に対抗して死に物狂いで考えた、彼らの南山への思いの結晶である。

現在彼らが提案している「コモンズ付き住宅」案は、集合住宅、もしくは戸建住宅の複数の住民がある一定の面積の緑地を共同で所有、管理するという形式の住宅案である。その緑地をコモンズと称している。コモンズとしての緑地は、少しずつ提供された個人の私有地をまとめて一定程度の面積の緑地を確保、設置するというものである。私有地を提供した複数の住民がその緑地を共同で利用、管理するという形式である96。

しかし、土地にかかる税負担の問題、所有権の問題、土地区画整理事業の採算性をとるための予算の限界などの話を地権者、組合、相談にのってもらった専門家から聞き、それらの問題に対していかに応え得る案にするかということに意識が向いてしまっているため、彼らが守りたい南山への思い、南山のなかにある好きな場所への思いなどを見失ってしまっているところがある。

このことから、彼らが守りたい南山を残すためには、その思いを共有する仕組みを住宅づくりのプロセスのなかに組み込むことが重要だと考える。そしてそこには同時に、地権者が南山について付与している意味や、「史蹟の会」が付与している意味をきちんと捉え含み込むことが重要である。しかしそのとき、ひとの思いにより付与される意味はダイナミックに変容するということを、きちんとふまえることが必要なのである。

多様なひとの思いが埋め込まれた「緑地」を残すためには、定量的に評価することはできないひとの 思いをダイナミックに変容するままに捉える視点が、都市計画において「緑地」を捉えるときに必要な のである。

^{96 「}守る会」がこれまで地権者側に提示してきたコモンズとしての緑地の場所は、畑手として利用され、 空が開けて明るくなっている「守る会」メンバーのお気に入りの場所である。

<参考文献>

秋道智彌, 1999, 『なわばりの文化史: 海・山・川の資源と民族社会』小学館.

秋田典子,2006,「環境と共生する都市計画」,高見沢実編,『都市計画の理論: 系譜と課題』学芸出版 社.

青柳みどり・山根正伸, 1991,「都市近郊林地保全のための林地所有者の行動についての実証的研究」『造 園雑誌』54(4):266-272.

福永真弓, 2008, 『多声性の環境倫理: 流域の保全再生をめぐる正統性再構築のダイナミズムを軸に』, 東京大学大学院新領域創成科学研究科博士論文.

舟引敏明, 1997,「都市計画制度における緑地保全思想と制度の発展」井手久登編『緑地環境科学』朝倉 書店.

新井信男, 1978, 「第3章 スプロールによる農業的土地利用・水利用の後退と変貌: I 農地転用と耕地放棄: 1 農地転用とスプロール化」山崎不二夫・森滝健一郎, 『現代日本の都市スプロール問題(上)』 大月書店.

樋口忠彦, 1993, 『日本の景観』筑摩書房.

半田良一,1989,「林業経済学の総合化と活性化: 森林経営の「担い手」論を中心に」内山節編,『≪森林社会学宣言》: 森と社会の共生を求めて』有斐閣.

原科幸彦,2000,『環境アセスメント』放送大学教育振興会.

平田富士男,2004,『都市緑地の創造』朝倉書店.

本間義人,1989,「都市政策と緑、そして新林」内山節編,『《森林社会学宣言》: 森と社会の共生を求めて』有斐閣.

井手久登編, 1997, 『緑地環境科学』朝倉書店.

井手久登・武内和彦, 1985, 『自然立地的土地利用計画』東京大学出版会.

飯島伸子, 1993, 「序章」飯島伸子編, 『環境社会学』有斐閣.

稻城市, 1981, 『稲城市土地利用基本計画調査報告書 昭和56年3月』

稲城市,1991,『第二次稲城市長期総合計画』

稲城市, 1992, 『第二次稲城市土地利用基本計画』

稲城近代史研究会, 1982, 『聞き書きによる農民とくらし: 稲城近代史発掘の手がかりとして(改訂版)』 稲城市教育委員会教育部生涯学習課, 2004, 『稲城市の地名と旧道』稲城市.

稲城市史編集委員会,『稲城市史だより No.1~38』

稲城市史編集委員会編,1989,『稲城市史研究 第二号』

稲城市史編集委員会編,1994,『稲城市史研究 第五号』

稲城市教育委員会社会教育課,1979,『稲城続・ものとくらし』稲城市教育委員会.

稲城市教育委員会教育部生涯学習課編,2003,『写真で見る稲城今昔』稲城市教育委員会.

稲城市教育委員会教育部生涯学習課編,2004,『稲城市の地名と旧道』稲城市教育委員会.

稲城市都市建設部都市計画課編,1998,『稲城市景観基本計画: 季節が息づく美しい都市景観』

井上有一,2009,「環境世界論: エコロジーを越えて」飯田隆・井上達夫ほか編,『生命/環境の哲学』

岩波書店.

石川幹子,2001,『都市と緑地』岩波書店.

金本展尚監修, 2003, 『目で見る府中・多摩・稲城の 100 年』郷土出版社.

環境庁自然保護局野生生物課編,2000,『改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物: レッドデータ ブック 8 植物 I (維管束植物)』財団法人自然環境研究センター.

加藤晃・竹内伝史編、2006、『新・都市計画概論 改定2版』共立出版.

川島琢象, 1981,『東京多摩川 梨の歩み』(非売品)

京王電鉄株式会社,1998,『京王電鉄五十年史』京王電鉄株式会社.

木下勇, 2006,「空間の質と都市計画」高見沢実,『都市計画の理論: 系譜と課題』学芸出版社.

鬼頭秀一,	1996,『自然保護を問いなおす: 環境倫理とネットワーク』筑摩書房.		
,	1998、「環境運動/環境理念研究における「よそ者」論の射程: 諫早湾と奄美大島の「自然		
の権利」	訴訟の事例を中心に」『環境社会学研究』4:44-59.		
,	2007,「地域社会の暮らしから生物多様性をはかる: 人文社会科学的生物多様性モニタリン		
グの可能	と性」 鷲谷いづみ・鬼頭秀一編, 『自然再生のための生物多様性モニタリング』 東京大学出版会.		
桑子敏雄,	1999a, 『西行の風景』日本放送出版協会. あとがき、		
,	1999b, 『環境の哲学』講談社.		
,	,2002,『環境と国土の価値構造』東信堂.		
,	2005, 『風景のなかの環境哲学』東京大学出版会.		
,	2009, 『空間の履歴: 桑子敏雄哲学エッセイ集』東信堂.		
槙究・乾正	三雄・中村芳樹,1994,「街路景観の評価構造の安定性」『日本建築学会計画系論文集』458:		
27-33.			

, 1996,「街路景観評価の個人差について」『日本建築学会計画系論文集』483: 55-62.

,2003,「街路景観の評価構造モデル」『日本建築学会環境系論文集』568:95-102.

丸田頼一, 1983, 『都市緑地計画論』丸善.

丸山徳次,2007,「今なぜ「里山学」か」丸山徳次・宮浦富保編,2007,『里山学のすすめ: <文化と しての自然>再生にむけて』昭和堂.

, 2007, 「里山の環境倫理: 環境倫理学の新展開」丸山徳次・宮浦富保編,2007, 『里山学の すすめ: <文化としての自然>再生にむけて』昭和堂.

丸山徳次・宮浦富保編、2007、『里山学のすすめ: <文化としての自然>再生にむけて』昭和堂.

松井健・武内和彦ほか編,1990,『丘陵地の自然環境: その特性と保全』古今書院.

萬羽敏郎, 2008, 「里山コモンズ覚え書き」(非売品)

三船康道・まちづくりコラボレーション、2002、『まちづくりキーワード事典 第二版』学芸出版社.

南山東部土地区画整理組合設立準備会編,2002,『環境影響評価書: 南山東部土地区画整理事業』南 山東部土地区画整理組合設立準備会.

森岡正博,1000,『脳死の人: 生命学の視点から』法藏館.116、

守山弘,1988,『自然を守るとはどういうことか』農山漁村文化協会.

村川三郎・西名大作・安野淳,1998,「住民による地域の伝統的みどり景観の評価構造に関する研究」『日

本建築学会計画系論文集』509:77-84.

中川和郎,2002,「緑地計画制度の変遷からみた緑地行政の仕組みと課題について: 大都市近郊の緑地保全を中心に」『政治・政策ダイアローグ』1:173-178(法政大学大学院社会科学研究科政治学専攻紀要).

新村出, 2008, 『広辞苑 第六版』岩波書店.

野田浩資, 2001,「歴史的環境の保全とお地域社会の再構築」鳥越皓之編,『環境社会学: 自然環境と 環境文化』有斐閣.

小原秀雄 ほか編,2001,『絶滅動物一覧: レッド・リスト』講談社.

大野秀敏編,2008,『シュリンキング・ニッポン:縮小する都市の未来戦略』鹿島出版会.

大沢雅彦, 1990,「4) 多摩丘陵の地形と植生」松井健・武内和彦ほか,『丘陵地の自然環境: その特性と保全』古今書院.

坂本新太郎監,「日本の都市公園」出版委員会編, 2005,『日本の都市公園: その整備の歴史』インタラクション/環境緑化新聞.

真田純子,2005,「都市政策と緑化幻想」,桑子敏雄編,『環境と国土の価値構造』東信堂.

, 2007, 『都市の緑はどうあるべきか: 東京緑地計画の考察から』技報堂出版.

佐和達児,2009,「京都から考える文化と持続可能性」『サステイナビリティ学連携研究機構季刊誌』10 関礼子,1999a,「どんな自然を守るのか: 山と海との自然保護」鬼頭秀一編,『環境の豊かさをもとめて: 理念と運動』昭和堂.

______, 2006,「共同性を喚起する力」宮内泰介編,『コモンズをささえるしくみ: レジティマシーの 環境社会学』新曜社.

多田道太郎,1988,『身辺の日本文化』講談社.

高原栄重,1974,『都市緑地の計画』鹿島研究所出版会.

,1988,『都市緑地』鹿島出版会.

高橋理喜男編,1977,『都市林の設計と管理』農林出版.

武内和彦, 1990,「3) 関東平野の丘陵地土壌」松井健・武内和彦ほか,『丘陵地の自然環境: その特性と保全』古今書院.

武内和彦・松井健, 1990,「10 多摩丘陵における自然環境要素の相互関係」松井健・武内和彦ほか,『丘陵地の自然環境: その特性と保全』古今書院.

武内和彦・松木洋一,1987,「農地の緑地的価値と都市農業の役割」『都市計画』145:35-40.

竹内静子,1989「森林・山村の労働社会学: 自然との関係における」内山節編,『≪森林社会学宣言》: 森と社会の共生を求めて』有斐閣.

富田涼都, 2008, 『「ひとと自然のかかわり」の環境倫理に向けて: 自然再生事業を例に』東京大学大学院新領域創成科学研究科博士論文.

東京都編,2000,『緑の東京計画: 「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」を目指して』

東京都稲城市, 1991a, 『稲城市史(上)』

東京都稲城市, 1991b, 『稲城市史(下)』

東京都稲城市, 1994a, 『稲城市史 資料編 1. 自然』

東京都稲城市,1994b, 『 " 2. 古代・中世・近世』

東京都稲城市, 1994c, 『 " 3. 近現代 I 』

東京都稲城市, 1995, 『 ″ 4. 近現代Ⅱ』

東京都稲城市,1997,『稲城の歴史年表』

東京都稲城市,1991,『稲城のあゆみ』

東京都南多摩稲城町,1967,『稲城町誌』

東京都都市計画局編,1994,『東京都都市景観マスタープラン』

内山正雄・平野侃三・平井昌信・蓑茂寿太郎・金子忠一,1987,『都市緑地の計画と設計』彰国社.

内山節, 1989,「現代思想のフィールドとしての森林」内山節編,『≪森林社会学宣言》: 森と社会の 共生を求めて』有斐閣.

魚住侑司編,1995,『日本の大都市近郊林: 歴史と展望』日本林業調査会.

和辻哲郎, 1979, 『風土』岩波文庫.

矢野敬一, 2003,「風景に刻み込まれた記憶と短歌: 山村と林業の近現代」岩本通弥編,『記憶』朝倉書店.

安野淳・村川三郎・西名大作,1996,「住民意識に基づくみどり環境の評価に関する研究: その1.出 雲平野の築地松に対する評価」『日本建築学会大会学術講演梗概集』1996:797-798.

鷲谷いづみ・鬼頭秀一編,2007,『自然再生のための生物多様性モニタリング』東京大学出版会.

横張真・井手任, 1989, 「造園・緑地学分野における農村土地利用・緑地計画の系譜」 『造園雑誌』 52(3): 186·191.

おわりに

私の実家は兵庫県神戸市にあるニュータウンある。街路樹が整然と並び、満遍なく花壇が置かれている。そして砂場だけの小さな公園から、ブランコ、鉄棒、滑り台などの遊具、なかには健康遊具がある大きな公園まで、住宅と混合しながら綺麗に配置されている。

私は、入居が開始した年の夏に、このニュータウンに引っ越してきた。周囲には整地され、地肌が丸 出しとなった地面がずっと奥まで拡がっていた。ある日、家の近所にある丘の樹木が抜かれていた。こ こにも家が建つのかなと思って見ていたら、数日後、どこからか持ってこられたひょろひょろの樹木が 同じ場所に植えられていた。その場所は、公園を囲む緑地になった。

元々樹木があったにもかからず、わざわざそれを抜いて、それよりも明らかにひ弱な状態の樹木を植え直す光景を見たとき、これは変だと感じた。そして、他の場所で新たな町が作られるときにも、同じようなことがきっと繰り返されているのだろうと考えた。そして、その行為は繰り返されていいのかと疑問に思った。

このとき感じた違和感と疑問が、私の問題関心の出発点である。

現在、どこからか持ってこられたひょろひょろの樹木はの樹は、随分と成長した。しかし現在までの 15年間、地域住民が管理している姿を見たことはない。自分も含めてそうである。何かしたいけれども、 できないのである。

同じようなことが街路樹でもあった。ある日、街路樹が枯れて今も倒れそうになっているのを見かけた。通勤で駅に向かうところだったので時間がなく、ただ前を通り過ぎた。他の通行人も同様に前を通り過ぎた。その夜に帰宅したとき、同じ道を通ったら、その樹は朝と同様に、倒れそうになったまま傾いて立っていた。そのとき私には時間があった訳だが、どうしたらいいのかわからず、やはり前を通り過ぎてしまった。そして数日後のある日、その樹はなくなっていた。その場所には何も植えられないまま、街路樹の鉄枠だけが残っている。

このような状況ではなく、住民が自ら積極的に管理できるような「緑地」を作っていくことが必要だと感じた。他に置き換えることができない「緑地」を評価し残すことは、それを実現することにつながるのではないだろうか。

私のニュータウンは現在も拡大しつつある。本研究で論じた視点は不十分な部分が多分に残されており、今後も精査し続ける必要はあるが、町が拡大していくなかで、新たな視点としてわずかでも捉えられることを願う。

本論文を書き上げることができたのは、本当に多くの方々のご協力があったからこそです。

フィールドにおいて、南山を舞台に熱心に活動されている「南山の自然を守る会」の方々には、私の つたない話に辛抱強く耳を傾け、そのうえでご自身の思いをいつも真剣に語ってくださいました。皆様 の思いが詰まった言葉に、何度も感動し、勇気づけられました。

地権者の方々を含めた稲城市の方々には、まったくの「よそ者」である私を快く受け入れ、文献から は得られない歴史や文化、稲城という町、また南山について、多くのことを教えていただきました。

フィールドにおいてお世話になった全員の方々のお名前を挙げたいのですが、そのことがかえってご 迷惑にならないよう、割愛させて頂くことをお許しください。

研究面において、半年間延長し、ひとよりも長い修士課程を過ごすことになった私を、見捨てることなく、本論文の完成というゴールテープを切らせてくださった指導教官である鬼頭秀一先生には、どのような言葉で感謝の気持ちをお伝えすれば良いのか見当もつきません。長く樹海の海に迷い込み、抜け出すことができるかどうかわからなかった私に、ゼロからのご指導を続けてくださったことは一生忘れることができません。

清水亮先生、北沢猛先生には副指導教官として丁寧なご指導をいただき、新しい視点を得ることができました。

本論文を書き上げるなかでさまよい続けた私を、細やかなご指導で導いてくださった、立教大学の福 永真弓先生、富田涼都さん、二宮咲子さん、保屋野初子さんには、研究をする学生として前に進む力を さまざまな方向から絶えず与えていただきました。

生活面において、岩佐礼子さん、李佳璘さんには、共に学ぶ学生として率直な厳しいコメントを、美味しいおやつ、中華料理と共にいただきました。

恩田さくらさん、塩見記章さん、劉瀟さん、原秀一くんには、今も変わらずに同期として、影から応援しつづけてくださいました。

狩野令子さん、三上香菜子さん、栢尾美穂さんには、休息の時間を一緒に過ごしていただきました。

最後になりましたが、何度も挫けそうになった私を、いつも温かく、かつ力強く支えてくださった家族には、これからの家族孝行を約束したいと思います。

頼りない私を、見捨てず、最後まで支えてくださったすべての方々に、心からの御礼を申し上げます。 本当にありがとうございました。